

建設環境委員会資料

1 条例案

- (1) 島根県手数料条例の一部を改正する条例P1
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例P23
- (3) 島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例P27

2 一般事件案

- (1) 宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について.....P35
- (2) 契約の締結について
《主要地方道津和野田万川線(田二穂工区)総合交付金(改築)(仮称)田二穂トンネル工事(山入)》
.....P37
《主要地方道津和野田万川線(田二穂工区)総合交付金(改築)(仮称)田二穂トンネル工事(喜時雨)》
.....P39
- (3) 変更契約の締結について
《波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事》
.....P41

3 予算案

- (1) 令和5年度土木部当初予算案P43
- (2) 令和4年度土木部補正予算案(初日提案分)P53
- (3) 令和4年度土木部補正予算案(中日提案分)P59

4 報告事項

- (1) 令和5年度土木部の主な組織改正についてP67
- (2) 島根県汚水処理事業広域化・共同化計画についてP69(別冊)
- (3) しまねの建設担い手確保・育成事業の取組強化についてP75

令和5年2月27日・28日

土木部

第32号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例
(都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料)

1 改正の理由

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定基準の住宅部分の評価方法として「誘導仕様基準」が新設されたため。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準の住宅部分の評価方法として「誘導仕様基準」が新設されたため。

【参考】 制度概要

・ 誘導仕様基準

煩雑な計算によらずに、住戸の壁、建具などの各部位や設備の仕様によって、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準の適否の判断を行う簡易な評価方法

・ 低炭素建築物新築等計画（都市の低炭素化の促進に関する法律）

市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。認定を受けた建築物については、税制優遇措置や容積率不算入等の特例及び建築費用等の補助を受けることができる。

・ 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。認定を受けた建築物については、容積率不算入等の特例及び建築費用等の補助を受けることができる。

2 改正の内容

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合の認定に係る手数料を新設する。

改正前	改正後
ア 一戸建ての住宅 (誘導標準計算基準)	ア 一戸建ての住宅 <u>(ア)</u> (誘導標準計算基準) <u>(イ)</u> <u>(誘導仕様基準)【新設】</u>
イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住宅部分(=住戸+共用部分)又は非住宅部分 (ア) 非住宅部分(誘導標準入力法等基準) (イ) 非住宅部分(誘導モデル建物法基準) (ウ) 住宅部分(誘導標準計算基準)	イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住宅部分(=住戸+共用部分)又は非住宅部分 (ア) 非住宅部分(誘導標準入力法等基準) (イ) 非住宅部分(誘導モデル建物法基準) (ウ) 住宅部分(誘導標準計算基準) <u>(エ)</u> <u>住宅部分(誘導仕様基準)【新設】</u>

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合の認定に係る手数料を新設する。

改正前	改正後
(ア) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住宅部分又は非住宅部分 a 非住宅部分(誘導標準入力法等基準) b 非住宅部分(誘導モデル建物法基準) c 住宅部分(誘導標準計算基準)	(ア) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住宅部分又は非住宅部分 a 非住宅部分(誘導標準入力法等基準) b 非住宅部分(誘導モデル建物法基準) c 住宅部分(誘導標準計算基準) <u>d</u> <u>住宅部分(誘導仕様基準)【新設】</u>
(イ) 一戸建ての住宅 (誘導標準計算基準)	(イ) 一戸建ての住宅 <u>a</u> (誘導標準計算基準) <u>b</u> <u>(誘導仕様基準)【新設】</u>

3 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】

○カーボンニュートラル実現に向けた建築分野の取組

- ・2050年カーボンニュートラル実現に向け建築分野としては、2050年にはストック平均で、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指し、2030年には新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目標としている。
- ・この目標実現に向けて、今回、低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定における誘導基準がZEH・ZEB水準に引き上げられた。

○今年度の改正履歴

- ・都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

R4.4.1	R4.11議会改正 (R4.10.1省令改正)	R5.2議会改正(案) (R4.11.7省令改正)
ア 一戸建ての住宅【戸数】 (誘導標準計算基準) イ 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分【戸数】 ウ 共同住宅等若しくは複合建築物の全体又は建築物全体+住戸部分 (ア) 住戸【戸数】 (誘導標準計算基準) (イ) 共用部分【面積】 (ウ) 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準) エ 非住宅建築物【面積】	ア 一戸建ての住宅【面積】 (誘導標準計算基準) (削除) イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住宅部分(=住戸+共用部分)又は非住宅部分 (ア) 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準) (イ) 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準) (ウ) 住宅部分【面積】 (誘導標準計算基準) (イに統合)	ア 一戸建ての住宅 (ア) (誘導標準計算基準) (イ) (誘導仕様基準) イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住宅部分(=住戸+共用部分)又は非住宅部分 (ア) 非住宅部分 (誘導標準入力法等基準) (イ) 非住宅部分 (誘導モデル建物法基準) (ウ) 住宅部分 (誘導標準計算基準) (エ) 住宅部分 (誘導仕様基準)

【 】内は手数料の金額の計算単位

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

R4.4.1	R4.11議会改正 (R4.10.1省令改正)	R5.2議会改正(案) (R4.11.7省令改正)
(ア) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住戸部分又は非住宅部分 a 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準) b 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準) c 住宅部分(住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分)【面積】 (誘導標準計算基準) (イ) 一戸建ての住宅【面積】 (誘導標準計算基準)	(ア) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住宅部分又は非住宅部分 a 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準) b 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準) c 住宅部分【面積】 (住戸部分認定削除) (誘導標準計算基準) (イ) 一戸建ての住宅【面積】 (誘導標準計算基準)	(ア) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住宅部分又は非住宅部分 a 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準) b 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準) c 住宅部分【面積】 (誘導標準計算基準) d 住宅部分 (誘導仕様基準) (イ) 一戸建ての住宅 a (誘導標準計算基準) b (誘導仕様基準)

【 】内は手数料の金額の計算単位

低炭素建築物認定申請手数料

1. 認定申請手数料

改正前 (R4. 12. 23～)

改正後 (R5. 3. ～)

建物種別 (計算方法)		延べ床面積(㎡)		適合証添付あり	適合証添付なし		適合証添付あり	適合証添付なし
非住宅	標準入力法 主要室入力法	300未満		10,000	225,000		10,000	225,000
		300以上1,000未満		16,000	277,000		16,000	277,000
		1,000以上2,000未満		26,000	358,000		26,000	358,000
		2,000以上5,000未満		78,000	510,000		78,000	510,000
		5,000以上10,000未満		124,000	629,000		124,000	629,000
		10,000以上25,000未満		154,000	731,000		154,000	731,000
		25,000以上		192,000	834,000		192,000	834,000
	モデル建物法	300未満		10,000	86,000		10,000	86,000
		300以上1,000未満		16,000	108,000		16,000	108,000
		1,000以上2,000未満		26,000	142,000		26,000	142,000
		2,000以上5,000未満		78,000	230,000		78,000	230,000
		5,000以上10,000未満		124,000	300,000		124,000	300,000
		10,000以上25,000未満		154,000	355,000		154,000	355,000
		25,000以上		192,000	416,000		192,000	416,000
住宅	性能基準	戸建	200未満	5,000	34,000	5,000	34,000	
			200以上	5,000	38,000	5,000	38,000	
		共同	300未満	10,000	67,000	10,000	67,000	
			300以上2,000未満	20,000	114,000	20,000	114,000	
			2000以上5,000未満	45,000	194,000	45,000	194,000	
	仕様基準	戸建	200未満			5,000	18,000	
			200以上			5,000	19,000	
		共同	300未満			10,000	32,000	
			300以上2,000未満			20,000	57,000	
			2000以上5,000未満			45,000	102,000	
		5,000以上			77,000	149,000		
複合建築物		住宅部分と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額						

2. 変更認定申請手数料

改正前 (R4. 12. 23～)

改正後 (R5. 3. ～)

建物種別 (計算方法)		延べ床面積(㎡)		適合証添付あり	適合証添付なし		適合証添付あり	適合証添付なし
非住宅	標準入力法 主要室入力法	300未満		10,000	225,000		10,000	225,000
		300以上1,000未満		16,000	277,000		16,000	277,000
		1,000以上2,000未満		26,000	358,000		26,000	358,000
		2,000以上5,000未満		78,000	510,000		78,000	510,000
		5,000以上10,000未満		124,000	629,000		124,000	629,000
		10,000以上25,000未満		154,000	731,000		154,000	731,000
		25,000以上		192,000	834,000		192,000	834,000
	モデル建物法	300未満		10,000	86,000		10,000	86,000
		300以上1,000未満		16,000	108,000		16,000	108,000
		1,000以上2,000未満		26,000	142,000		26,000	142,000
		2,000以上5,000未満		78,000	230,000		78,000	230,000
		5,000以上10,000未満		124,000	300,000		124,000	300,000
		10,000以上25,000未満		154,000	355,000		154,000	355,000
		25,000以上		192,000	416,000		192,000	416,000
住宅	性能基準	戸建	200未満	3,000	17,000	3,000	17,000	
			200以上	3,000	19,000	3,000	19,000	
		共同	300未満	10,000	67,000	10,000	67,000	
			300以上2,000未満	20,000	114,000	20,000	114,000	
			2000以上5,000未満	45,000	194,000	45,000	194,000	
	仕様基準	戸建	200未満			3,000	9,000	
			200以上			3,000	10,000	
		共同	300未満			10,000	32,000	
			300以上2,000未満			20,000	57,000	
			2000以上5,000未満			45,000	102,000	
		5,000以上			77,000	149,000		
複合建築物		住宅部分と非住宅部分のそれぞれの変更に係る部分の面積に応じた手数料を合算した額						

※変更認定申請における面積算定について
 変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計。

建築物省エネ法認定申請手数料

1. 認定申請手数料 (性能向上計画認定)

		改正前 (R3. 4. 1～)				改正後 (R5. 3. ～)		
棟数	建物種別 (計算方法)	延べ床面積 (㎡)		適合証添付あり	適合証添付なし	適合証添付あり	適合証添付なし	
単棟	非住宅	標準入力法 主要室入力法	300未満	10,000	224,000	10,000	224,000	
			300以上1,000未満	16,000	276,000	16,000	276,000	
			1,000以上2,000未満	26,000	357,000	26,000	357,000	
			2,000以上5,000未満	78,000	509,000	78,000	509,000	
			5,000以上10,000未満	124,000	627,000	124,000	627,000	
			10,000以上25,000未満	153,000	729,000	153,000	729,000	
			25,000以上	192,000	831,000	192,000	831,000	
			300未満	10,000	86,000	10,000	86,000	
			300以上1,000未満	16,000	108,000	16,000	108,000	
			1,000以上2,000未満	26,000	142,000	26,000	142,000	
	住宅	性能基準	戸建	200未満	5,000	34,000	5,000	34,000
				200以上	5,000	37,000	5,000	37,000
			共同	300未満	10,000	67,000	10,000	67,000
				300以上2,000未満	20,000	114,000	20,000	114,000
				2000以上5,000未満	45,000	193,000	45,000	193,000
		仕様基準	戸建	200未満			5,000	18,000
				200以上			5,000	19,000
		共同	300未満				10,000	32,000
			300以上2,000未満				20,000	56,000
			2000以上5,000未満				45,000	102,000
複合建築物			5,000以上			77,000	149,000	
	住棟部分(共同住宅の住戸部分と共用部分併せた部分)と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額							
複数棟	建築物1棟ごとに上記の区分に応じて手数料を算出し、それぞれ合算した額							

※共同住宅について、共用部分を計算しない場合は共用部分の床面積を除いた床面積の合計。

2. 変更認定申請手数料 (性能向上計画認定)

		改正前 (R3. 4. 1～)				改正後 (R5. 3. ～)		
棟数	建物種別 (計算方法)	延べ床面積 (㎡)		適合証添付あり	適合証添付なし	適合証添付あり	適合証添付なし	
単棟	非住宅	標準入力法 主要室入力法	300未満	10,000	224,000	10,000	224,000	
			300以上1,000未満	16,000	276,000	16,000	276,000	
			1,000以上2,000未満	26,000	357,000	26,000	357,000	
			2,000以上5,000未満	78,000	509,000	78,000	509,000	
			5,000以上10,000未満	124,000	627,000	124,000	627,000	
			10,000以上25,000未満	153,000	729,000	153,000	729,000	
			25,000以上	192,000	831,000	192,000	831,000	
			300未満	10,000	86,000	10,000	86,000	
			300以上1,000未満	16,000	108,000	16,000	108,000	
			1,000以上2,000未満	26,000	142,000	26,000	142,000	
	住宅	性能基準	戸建	200未満	3,000	17,000	3,000	17,000
				200以上	3,000	19,000	3,000	19,000
			共同	300未満	10,000	67,000	10,000	67,000
				300以上2,000未満	20,000	114,000	20,000	114,000
				2000以上5,000未満	45,000	193,000	45,000	193,000
		仕様基準	戸建	200未満			3,000	9,000
				200以上			3,000	10,000
		共同	300未満				10,000	32,000
			300以上2,000未満				20,000	56,000
			2000以上5,000未満				45,000	102,000
複合建築物			5,000以上			77,000	149,000	
	住棟部分(共同住宅の住戸部分と共用部分併せた部分)と非住宅部分のそれぞれの変更に係る部分の面積に応じた手数料を合算した額							
複数棟 (変更・追加)	変更する建築物については2、追加する建築物については1、に規定する区分に応じ1棟ごとに手数料を算出し、それぞれ合算した額							

※変更認定申請における面積算定について
 変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計。

島根県手数料条例新旧対照表（建築住宅課）

改正後			改正前		
島根県手数料条例					
〔平成12年3月17日〕 島根県条例第5号					
第1条～第7条 〔略〕			第1条 〔略〕		
			（手数料の納付及び額）		
			第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。		
			第3条～第7条 〔略〕		
附 則 〔略〕			附 則 〔略〕		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
1～64の3 〔略〕			1～64の3 〔略〕		
64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 手数料	(1) 〔略〕 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の		64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の	

	<p>認定を受けようとする 場合</p> <p>(7) 当該住宅について [削る]</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この号において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知</p>		<p>認定を受けようとする 場合</p> <p>(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この号において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	---	--	--

	<p>事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、 5,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>38,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 5,000円)</p> <p>(イ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 5,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 5,000円)</p> <p>イ 非住宅建築物(省令</p>		
		[新設]	[新設]
		(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 5,000円)
		[新設]	[新設]
		[新設]	[新設]
	<p>イ 非住宅建築物(建築</p>	<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年/経済産業省/国土交通省/令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号にお</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物</p>

	<p>いて同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号及び次号において「建築物省エネ法」という。))第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。))を有しないものをいう。以下この項において同じ。))又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。))に係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a～d [略]</p> <p>(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>(住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。))に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。))にあっては(ウ)又は(エ)に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。))にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)又は(エ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>32,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合)にあっては、</p>		<p>いて同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号及び次号において「建築物省エネ法」という。))第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。))を有しないものをいう。以下この項において同じ。))又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。))に係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 当該建築物の住宅部分について_____</p> <p>_____</p> <p>評価を行う場合</p> <p>a～d [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>(住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。))に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。))にあっては(ウ)_____に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。))にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)_____に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	---	---	--	--	--

	10,000円)		
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）	〔新設〕	〔新設〕
c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）	〔新設〕	〔新設〕
d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）	〔新設〕	〔新設〕
(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者		(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者	
ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合		ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	
(7) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	〔削る〕	(7) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの〔新設〕	17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）	〔新設〕	〔新設〕
b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあって	〔新設〕	〔新設〕

	は、3,000円)		
(イ) 当該住宅について 誘導仕様基準を用い て評価を行う場合	[削る]	(イ) 計画の変更に係る 床面積の合計が200 平方メートル以上の もの	19,000円(変更 後の計画に係る 住宅基準適合証 等の提出がある 場合にあつて は、3,000円)
a 計画の変更に係 る床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	9,000円(変更 後の計画に係る 住宅基準適合証 等の提出がある 場合にあつて は、3,000円)	[新設]	[新設]
b 計画の変更に係 る床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	10,000円(変更 後の計画に係る 住宅基準適合証 等の提出がある 場合にあつて は、3,000円)	[新設]	[新設]
イ 非住宅建築物、共同 住宅等又は複合建築物 に係る計画の変更の認 定を受けようとする場 合	非住宅建築物又 は複合建築物 (非住宅部分に 限って計画の変 更の認定を受け ようとする場合 に限る。)にあ つては(ア)又は(イ) に規定する手 数料の額、共同住 宅等又は複合建 築物(住宅部分 に限って計画の 変更の認定を受 けようとする場 合に限る。)に あつては(ウ)又は (エ)に規定する手 数料の額、複合 建築物(非住宅 部分に限って計 画の変更の認定 を受けようとする	イ 非住宅建築物、共同 住宅等又は複合建築物 に係る計画の変更の認 定を受けようとする場 合	非住宅建築物又 は複合建築物 (非住宅部分に 限って計画の変 更の認定を受け ようとする場合 に限る。)にあ つては(ア)又は(イ) に規定する手 数料の額、共同住 宅等又は複合建 築物(住宅部分 に限って計画の 変更の認定を受 けようとする場 合に限る。)に あつては(ウ)____ ____に規定する手 数料の額、複合 建築物(非住宅 部分に限って計 画の変更の認定 を受けようとする

	る場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)又は(エ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額		る場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)_____に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(ア)・(イ) 〔略〕	〔略〕	(ア)・(イ) 〔略〕	〔略〕
(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		(ウ) 当該建築物の住宅部分について_____	
a～d 〔略〕	〔略〕	_____	
(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合)にあっては、10,000円)	a～d 〔略〕	〔略〕
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合)にあっては、20,000円)	〔新設〕	〔新設〕
c 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合)にあっては、45,000円)	〔新設〕	〔新設〕
d 住宅部分の計画	149,000円(変	〔新設〕	〔新設〕

	の変更に係る部分 の床面積の合計が 5,000平方メート ル以上のもの	更後の計画に係 る住宅基準適合 証等の提出があ る場合にあつて は、77,000円)			
	(3) [略]	[略]	(3) [略]	[略]	
64の5 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律関係 手数料	(1)~(6) [略]	[略]	64の5 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律関係 手数料	(1) 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律（以下この項において 「法」という。）第12条 第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 確保計画（以下この号か ら第6号までにおいて 「計画」という。）の建 築物エネルギー消費性能 適合性判定（以下この号 から第4号まで及び第6 号において「適合性判 定」という。）（以下こ の号において「計画の適 合性判定」という。）を 受けようとする者 ア 計画の適合性判定を 受けようとする建築物 について建築物エネル ギー消費性能基準等を 定める省令（以下この 項において「省令」と いう。）第1条第1項 第1号イの基準及び同 号ただし書に規定する 方法（以下この項にお いて「標準入力法等基 準」という。）を用い て評価を行う場合 (ア)~(ウ) [略] [略] イ [略] [略] (2)~(6) [略] [略]	[略]
	(7) [略]		(7) 法第34条第1項の規定 に基づく建築物エネルギ ー消費性能向上計画（以	[略]	

				<p>下この号から第9号までにおいて「計画」という。)の認定(以下この号及び第9号において「計画の認定」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 申請建築物(法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。)について計画の認定を受ける場合</p> <p>(7) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。)を有しないものをいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。)である場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。)に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の</p>
ア [略]					
(7) [略]		<p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。)に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはc又はdに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の</p>			

	認定を受けようとする場合を除く。) にあつては a 又は b 及び c 又は d に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額		認定を受けようとする場合を除く。) にあつては a 又は b 及び c _____ に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
a・b	[略]	[略]	a・b [略] [略]
c	当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合		c 当該建築物の住宅部分について_____
(a)~(d)	[略]	[略]	_____評価を行う場合
d	当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合		(a)~(d) [略] [略]
(a)	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)	[新設] [新設]
(b)	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)	[新設] [新設]
(c)	住宅部分の床	102,000円(住	[新設] [新設]

	面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、45,000円)		
	(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、77,000円)	[新設]	[新設]
(i) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この号、次号及び第10号において同じ。)の場合				
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	[削る]			
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)		[新設]	34,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)		[新設]	[新設]
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	[削る]			
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつて		[新設]	[新設]

		は、5,000円)			
	(b) 床面積の合計 が200平方メー トル以上のもの	19,000円(住宅 誘導基準適合証 等の提出がある 場合)であって は、5,000円)		[新設]	[新設]
	イ [略]	[略]		イ [略]	[略]
	(8) [略]			(8) 法第36条第1項の規定 に基づく計画の変更の認 定(以下この号及び次号 において「計画の変更の 認定」という。)を受け ようとする者	
	ア [略]	[略]		ア 計画に記載されてい る建築物について変更 する場合(ウの場合を 除く。)	当該変更する建 築物一棟ごと に、(7)又は(イ)に 規定する区分に 応じ当該区分に 定める額を、当 該変更する全て の建築物につい て合算した額
	(7) [略]	非住宅建築物又 は複合建築物 (非住宅部分に 限って計画の変 更の認定を受け ようとする場合 に限る。)にあ ってはa又はb に規定する手 数料の額、共同 住宅等又は複 合建築物(住宅 部分に限って 計画の変更の 認定を受けよう とする場合に 限る。)にあ ってはc又は dに規定する 手数料の額、複 合建築物(非住宅		(7) 当該変更する建 築物が非住宅建築物、 共同住宅等又は複 合建築物である場合	非住宅建築物又 は複合建築物 (非住宅部分に 限って計画の変 更の認定を受け ようとする場合 に限る。)にあ ってはa又はb に規定する手 数料の額、共同 住宅等又は複 合建築物(住宅 部分に限って 計画の変更の 認定を受けよう とする場合に 限る。)にあ ってはc _____ に規定する手 数料の額、複 合建築物(非住宅

	部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあつてはa又はb及びc又はdに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額		部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあつてはa又はb及びc _____ に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	
a・b	〔略〕	〔略〕	a・b	〔略〕
c	当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 (a)～(d) 〔略〕	〔略〕	c	当該建築物の住宅部分について_____評価を行う場合 (a)～(d) 〔略〕
d	当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	〔略〕	〔新設〕	〔略〕
(a)	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	〔新設〕	〔新設〕
(b)	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	〔新設〕	〔新設〕
(c)	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の	102,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出があ	〔新設〕	〔新設〕

	の	は、3,000円)			
	イ・ウ [略]	[略]		イ・ウ [略]	[略]
	(9) [略]	[略]		(9) [略]	[略]
	(10) [略]	[略]		(10) 法第41条第1項の規定	[略]
				に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定 (以下この号において「認定」という。)を受けようとする者	
	ア [略]	[略]		ア 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物にあつては(7)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(7)、(イ)又は(ハ)に規定する手数料の額、複合建築物にあつては(7)又は(イ)及び(ハ)、(イ)又は(ハ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
	(7)～(7) [略]	[略]		(7)～(7) [略]	[略]
	(エ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合	[略]		(エ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合	[略]
	a～d [略]	[略]		a～d [略]	[略]
	(カ) [略]	[略]		(カ) [略]	[略]
	イ [略]			イ [略]	
	ウ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合	[略]		ウ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合	[略]
	(7)・(イ) [略]	[略]		(7)・(イ) [略]	[略]
	エ [略]			エ [略]	

65～67 [略]	65～67 [略]

(余白)

第33号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例 (建築基準法に関する事務)

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）が令和4年6月17日に公布され、建築基準法（以下「法」という。）の一部が改正された。これにより、認定及び許可制度が追加され、令和5年4月1日から施行されるため所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

(1) 法に基づく事務のうち、次の認定又は許可に係る申請の受理事務を、都市計画区域を有する市町（11市町。特定行政庁である松江市及び出雲市を除く。）に権限移譲する。

ア 建築物の容積率に関する特例の認定（法第52条第6項第3号）

イ 第一種低層住居専用地域等内又は高度地区内における建築物の高さの制限の特例の許可（法第55条第3項及び第58条第2項）

(2) 一団地の総合的設計制度の認定等（法第86条及び第86条の2）に係る申請の受理事務に関する規定の整備

(3) 引用する条項の整理

【参考】 権限移譲の考え方

特定行政庁は、一定条件を満たさなければ建築することができない事項について、その条件と同等であるとの建築の認定を行っている。また、原則的に建築が禁止されている事項について、周囲の環境等に支障がない等と認めるものについて建築の許可を行っている。

この認定及び許可に先立ち、市町における都市計画に影響を及ぼすことがないように、調整を図るため、申請の受理権限を移譲している。

3 施行期日

令和5年4月1日

【参考：認定・許可の概要】

・建築物の容積率に関する特例の認定

住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等（給湯設備等を設置するためのものであって、国土交通省令で定める基準に適合する場合に限る。）について、その床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。

・第一種低層住居専用地域等内又は高度地区内における建築物の高さの制限の特例の許可

第一種低層住居専用地域等内又は高度地区内において、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う場合において、高さの限度を超えることができるものとする。

・一団地の総合的設計制度の認定等

一団地の総合的設計制度の認定等（法の原則である一敷地一建築物の例外として、複数の敷地を一の敷地とみなして、一又は二以上の建築物の建築を認めるものなど）の対象行為に、建築物の大規模の修繕等を追加する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

(建築住宅課)

改正後		改正前	
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 〔平成11年12月21日 島根県条例第45号〕			
第1条 〔略〕		第1条 〔略〕	
(市町村が処理する事務)		(市町村が処理する事務)	
第2条 〔略〕		第2条 次の表の左欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
1～24 〔略〕		1～24 〔略〕	
25 〔略〕	〔略〕	25 建築基準法（以下この号において「法」という。）、島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下この号において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（これらの市又は町の長が法第2条第35号に規定する特定行政庁として行うべき事務にあっては、当該市又は町を除く。）
(1)～(9) 〔略〕		(1)～(9) 〔略〕	
(10) 法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定に係る申請の受理		〔新設〕	
(11)～(15) 〔略〕		(10)～(14) 〔略〕	
(16) 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可に係る申請の受理		(15) 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可に係る申請の受理	
(17)～(19) 〔略〕		(16)～(18) 〔略〕	
(20) 法第58条第2項の規定による高度地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可に係る申請の受理		〔新設〕	
(21)～(41) 〔略〕		(19)～(39) 〔略〕	
(42) 法第86条第1項の規定による1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって <u>建築等</u> をするものに限る。）に関する特例の認定に係る申請の受理		(40) 法第86条第1項の規定による1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって <u>建築される</u> ものに限る。）に関する特例の認定に係る申請の受理	

(43) 〔略〕

(44) 法第86条第3項の規定による建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが広い空地を有する1団地を形成している場合において、当該1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築等をするものに限る。）の各部分の高さ又は容積率の特例の許可に係る申請の受理

(45) 〔略〕

(46) 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定に係る申請の受理

(47) 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に関する容積率又は各部分の高さに係る制限の適用除外に関する許可に係る申請の受理

(48) 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可に係る申請の受理

(49)～(64) 〔略〕

26・27 〔略〕

備考 〔略〕

附 則 〔略〕

(41) 〔略〕

(42) 法第86条第3項の規定による建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが広い空地を有する1団地を形成している場合において、当該1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。）の各部分の高さ又は容積率の特例の許可に係る申請の受理

(43) 〔略〕

(44) 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築 _____ の認定に係る申請の受理

(45) 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の _____ 容積率又は各部分の高さに係る制限の適用除外に関する許可に係る申請の受理

(46) 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築 _____ の許可に係る申請の受理

(47)～(62) 〔略〕

26・27 〔略〕

備考 〔略〕

附 則 〔略〕

第40号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）が令和4年6月17日に公布され、建築基準法（以下「法」という。）の一部が改正された。これにより、認定及び許可制度が追加され、令和5年4月1日から施行されるため手数料の新設等の改正を行う必要がある。

【追加された認定及び許可】

	認定又は許可	根拠	新設又は既定
①	建築物の容積率に関する特例の認定	法第52条第6項第3号	新設
②	建築物の容積率に関する特例の許可	法第52条第14項第3号	既定条項の整理
③	建築物の建蔽率に関する特例の許可	法第53条第5項第4号	既定条項の整理
④	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例の許可	法第55条第3項	既定条項の整理
⑤	高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可	法第58条第2項	新設
⑥	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の認定又は許可の対象行為（大規模の修繕等）の追加	法第86条及び第86条の2	既定条項の整理

2 条例の概要

(1) 改正の概要

- 1) 建築物の容積率に関する特例の認定（法第52条第6項第3号）に係る手数料の新設（1-①） **【認定手数料 27,300円】**
- 2) 第一種低層住居専用地域等内又は高度地区内における建築物の高さの制限の特例の許可（法第55条第3項及び第58条第2項）に係る条項の整理及び手数料の新設（1-④, ⑤） **【許可手数料 161,000円】**
- 3) 一団地の総合的設計制度の認定等（法第86条及び第86条の2）に係る手数料に関する規定の整備（1-⑥）
- 4) 引用する条項の整理（1-②, ③）

(2) 手数料設定の考え方

法の認定及び許可手数料については、その審査の難易度及び事務量に応じて積算し設定を行っていることから、今回新設された認定及び許可手数料も同様に算定

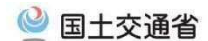
3 施行期日

令和5年4月1日

【参考：認定及び許可の概要】

1-① 建築物の容積率に関する特例の認定

【建築基準法第52条】
住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度の創設

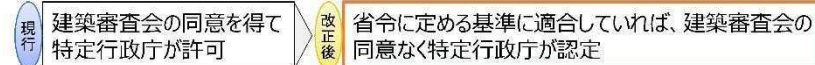


現状・改正主旨

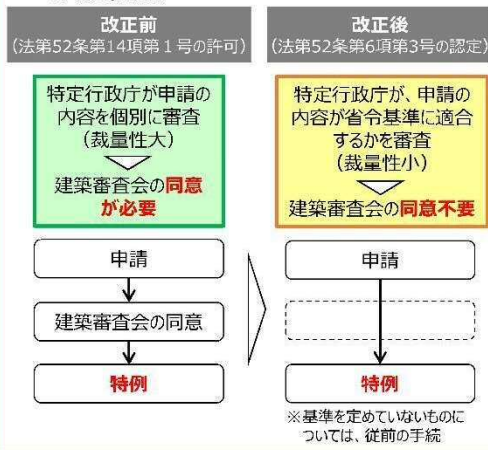
- 機械室等に対する容積率の特例許可は、共同住宅等において高効率給湯設備等を設置する場合の活用実績が多いが、建築審査会の同意に一定の期間を要しており、手続きの円滑化が求められている。

改正概要

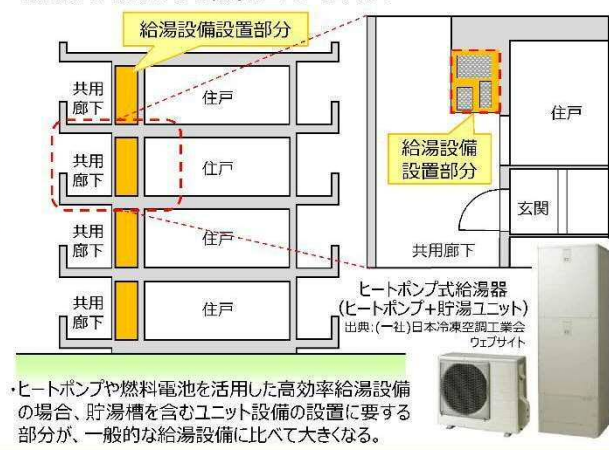
- 住宅及び老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について容積率緩和の手続きを合理化



<制度概要>



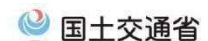
<認定の対象となる機械室等の部分> ※ 省令で規定予定



1-② 建築物の容積率に関する特例の許可

1-③ 建築物の建蔽率に関する特例の許可

【建築基準法第52条、第53条】
建築物の構造上やむを得ない場合における建蔽率・容積率に係る特例許可の拡充

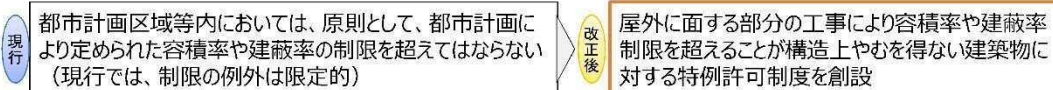


現状・改正主旨

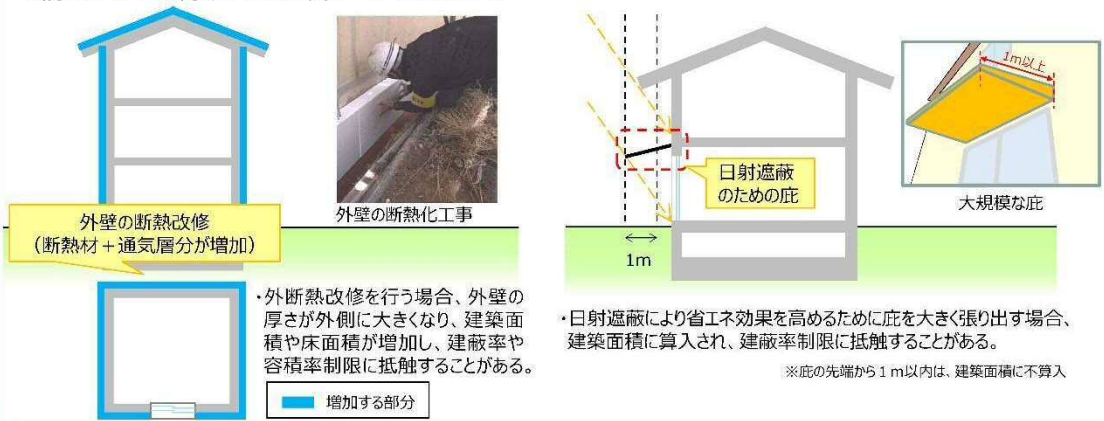
- 外壁の断熱改修や日射遮蔽のための庇の設置を行う場合、建築物の床面積や建築面積が増加することにより、容積率や建蔽率の制限に抵触し、改修が困難となる場合がある。

改正概要

- 外壁の断熱改修や日射遮蔽のための庇の設置等の省エネ改修等を円滑化

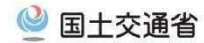


<構造上やむを得ないものの例> ※ 省令で規定予定



- 1-④ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例の許可
- 1-⑤ 高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可

【建築基準法第55条、第58条】
建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限に係る特例許可の拡充



現状・改正主旨

- 屋根の断熱改修や屋上への再エネ設備の設置を行う場合、建築物の高さが増加することにより、高さの制限に抵触し、改修が困難となる場合がある。

改正概要

- 屋根の断熱改修や屋上への省エネ設備の設置等の省エネ改修等を円滑化

現行 第一種低層住居専用地域等※や高度地区においては、原則として、都市計画により定められた高さの制限を超えてはならない

改正後 第一種低層住居専用地域等※や高度地区における高さ制限について、屋外に面する部分の工事により高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度を創設

※ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域

<構造上やむを得ないものの例> ※ 省令で規定予定
 絶対高さ制限

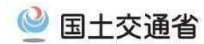
省エネ設備の設置
 (高効率の熱源設備等)

※絶対高さ制限の適用上は、建築面積の1/8以内の屋上部分は建築物の高さに不算入



- 1-⑥ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の認定又は許可の対象行為（大規模の修繕等）の追加

【建築基準法第86条】
一団地の総合的設計制度等の対象行為の拡充



現状・改正主旨

- 特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、一団地の区域を一の敷地とみなして集団規定等を適用する「一団地の総合的設計制度・連担建築物設計制度」は、一又は二以上の建築物の建築（新築、増築、改築、移転）が対象であるが、現行制度では、大規模修繕等は対象外。
- このため、無接道の敷地を含む一団地の土地において、既存建築物の修繕等により省エネ性能の向上を図ろうとしても、制度を利用できない。

改正概要

- 一団地の総合的設計制度・連担建築物設計制度における対象行為を拡充

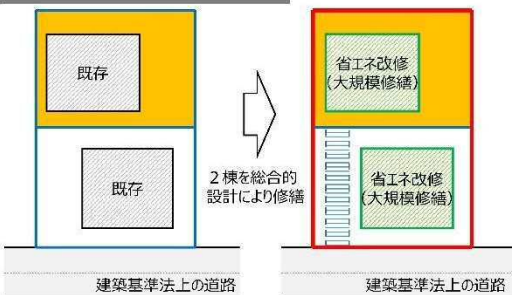
現行 建築（新築、増築、改築、移転）

改正後 建築（新築、増築、改築、移転）、大規模の修繕・大規模の模様替（追加）

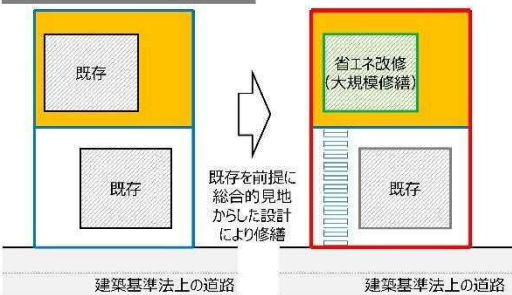
<大規模修繕等において安全上、防火上又は衛生上支障がない例>



一団地の総合的設計制度の場合



連担建築物設計制度の場合



・道路より奥側の建築物を含む複数の建築物を改修する際、一団地の総合的設計の認定を受けることができれば、省エネ改修が可能。

・道路側の既存建築物を前提として、道路より奥側の建築物を改修する際、連担建築物の認定を受けることができれば、省エネ改修が可能。

認定申請手数料【改正前】		
申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項	120,000円
接道認定	法第43条第2項第1号	27,300円
道路内の建築認定	法第44条第1項第3号	27,300円
高さに関する特例認定	法第55条第2項	27,300円
規定なし		
高架の工作物内における高さ制限の適用除外認定	法第57条第1項	27,300円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第68条第5項	27,300円
再開発等促進区内における容積率等の適用除外認定	法第68条の3第1項、第2項又は第3項	27,300円
開発整備促進区内の用途地域等における建築等の適用除外認定	法第68条の3第7項、法第87条第2項又は法第88条第2項	27,300円
地区計画等の区域内における容積率の適用除外認定	法第68条の4	27,300円
防災街区整備地区計画の区域内における容積率の特例認定	法第68条の5の2	27,300円
地区計画等の区域内における容積率等の適用除外認定	法第68条の5の5第1項又は第2項	27,300円
地区計画等の区域内における建ぺい率の特例認定	法第68条の5の6	27,300円
一団地の特例認定	法第86条第1項	1. 建築物が2以下の場合78,300円 2. 建築物が3以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 建築物数
総合的設計による特例認定	法第86条第2項	1. 建築物が1以下の場合78,300円 2. 建築物が2以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 建築物数
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第86条の2第1項	1. 建築物が1以下の場合78,300円 2. 建築物が2以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 建築物数
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第86条の5第1項	6,480+12,000*n円 n: 既存建築物数
一団地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第86条の6第2項	27,300円
全体計画認定	法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項	27,300円
全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第86条の8第3項又は法第87条の2第2項	27,300円

1-①



1-⑥

認定申請手数料【改正後】		
申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項	120,000円
接道認定	法第43条第2項第1号	27,300円
道路内の建築認定	法第44条第1項第3号	27,300円
高さに関する特例認定	法第55条第2項	27,300円
容積率に関する特例認定	法第52条第6項第3号	27,300円
高架の工作物内における高さ制限の適用除外認定	法第57条第1項	27,300円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第68条第5項	27,300円
再開発等促進区内における容積率等の適用除外認定	法第68条の3第1項、第2項又は第3項	27,300円
開発整備促進区内の用途地域等における建築等の適用除外認定	法第68条の3第7項、法第87条第2項又は法第88条第2項	27,300円
地区計画等の区域内における容積率の適用除外認定	法第68条の4	27,300円
防災街区整備地区計画の区域内における容積率の特例認定	法第68条の5の2	27,300円
地区計画等の区域内における容積率等の適用除外認定	法第68条の5の5第1項又は第2項	27,300円
地区計画等の区域内における建ぺい率の特例認定	法第68条の5の6	27,300円
一団地の特例認定 (既定条項の整理)	法第86条第1項	1. 建築物が2以下の場合78,300円 2. 建築物が3以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 建築物数
総合的設計による特例認定 (既定条項により対応)	法第86条第2項	1. 建築物が1以下の場合78,300円 2. 建築物が2以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 建築物数
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定 (既定条項の整理)	法第86条の2第1項	1. 建築物が1以下の場合78,300円 2. 建築物が2以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 建築物数
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第86条の5第1項	6,480+12,000*n円 n: 既存建築物数
一団地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第86条の6第2項	27,300円
全体計画認定	法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項	27,300円
全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第86条の8第3項又は法第87条の2第2項	27,300円

許可申請手数料【改正前】		
申請の種類	法令条項	手数料
接道許可	法第43条第2項第2号	33,700円
道路内の建築許可	法第44条第1項第2号	33,700円
道路内の建築許可	法第44条第1項第4号	161,000円
壁面線外における建築許可	法第47条ただし書き	161,000円
用途地域内の建築許可	法第48条ただし書き	182,000円
特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可	法第48条第16項第1号	107,000円
騒音等の対策を講じた建築物等の建築等の特例許可	法第48条第16項第2号	135,000円
特殊建築物の敷地の位置の許可	法第51条ただし書き	161,000円
容積率の特例許可	法第52条第10項、第11項又は第14項	161,000円
建蔽率の特例許可	法第53条第4項又は第5項	161,000円
建蔽率の適用除外許可	法第53条第6項第3号	33,700円
敷地面積の最低限度の特例許可	法第53条の2第1項第3号又は第4号	161,000円
高さに関する許可	法第55条第3項各号 (第3項→第4項に項ズシ)	161,000円
日影による高さの特例許可	法第56条の2第1項ただし書き	161,000円
特例容積率適用地区における高さの最高限度の特例許可	法第57条の4第1項ただし書き	161,000円
規定なし		
高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積の特例許可	法第59条第1項第3号	161,000円
高度利用地区における高さの許可	法第59条第4項	161,000円
広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可	法第59条の2第1項	161,000円
景観地区における高さの特例許可	法第68条第1項第2号	161,000円
景観地区における壁面線の位置の特例許可	法第68条第2項第2号	161,000円
景観地区における敷地面積の特例許可	法第68条第3項第2号	161,000円
再開発等促進区内の高さの許可	法第68条の3第4項	161,000円
地区計画又は沿道地区計画内の高さに関する適用除外許可	法第68条の5の3第2項	161,000円
予定道路に係る容積率の特例許可	法第68条の7第5項	161,000円
仮設建築物の建築許可	法第85条第5項	120,000円
仮設建築物の建築許可	法第85条第6項	161,000円
一団地の高さ及び容積率の特例許可	法第86条第3項	1. 建築物が2以下の場合221,000円 2. 建築物が3以上の場合 221,000+28,000*(n-2) n: 建築物数
総合的設計による建築物の容積率又は高さの特例許可	法第86条第4項	1. 建築物が1以下の場合221,000円 2. 建築物が2以上の場合 221,000+28,000*(n-1) n: 建築物数
一般地内認定建築物以外の建築物に関する適用除外許可	法第86条の2第2項	1. 建築物が1以下の場合221,000円 2. 建築物が2以上の場合 221,000+28,000*(n-1) n: 建築物数
一般地内許可建築物以外の建築物の建築許可	法第86条の2第3項	1. 建築物が1以下の場合221,000円 2. 建築物が2以上の場合 221,000+28,000*(n-1) n: 建築物数
興行場等の使用許可	法第87条の3第5項	120,000円
特別興行場等の使用許可	法第87条の3第6項	161,000円

許可申請手数料【改正後】		
申請の種類	法令条項	手数料
接道許可	法第43条第2項第2号	33,700円
道路内の建築許可	法第44条第1項第2号	33,700円
道路内の建築許可	法第44条第1項第4号	161,000円
壁面線外における建築許可	法第47条ただし書き	161,000円
用途地域内の建築許可	法第48条ただし書き	182,000円
特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可	法第48条第16項第1号	107,000円
騒音等の対策を講じた建築物等の建築等の特例許可	法第48条第16項第2号	135,000円
特殊建築物の敷地の位置の許可	法第51条ただし書き	161,000円
容積率の特例許可 (既定条項により対応)	法第52条第10項、第11項又は第14項	161,000円
建蔽率の特例許可 (既定条項により対応)	法第53条第4項又は第5項	161,000円
建蔽率の適用除外許可	法第53条第6項第3号	33,700円
敷地面積の最低限度の特例許可	法第53条の2第1項第3号又は第4号	161,000円
高さに関する許可 (既定条項の整理)	法第55条第3項又は第4項各号	161,000円
日影による高さの特例許可	法第56条の2第1項ただし書き	161,000円
特例容積率適用地区における高さの最高限度の特例許可	法第57条の4第1項ただし書き	161,000円
高度地区における建築物の高さの最高限度の特例許可	法第58条第2項	161,000円
高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積の特例許可	法第59条第1項第3号	161,000円
高度利用地区における高さの許可	法第59条第4項	161,000円
広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可	法第59条の2第1項	161,000円
景観地区における高さの特例許可	法第68条第1項第2号	161,000円
景観地区における壁面線の位置の特例許可	法第68条第2項第2号	161,000円
景観地区における敷地面積の特例許可	法第68条第3項第2号	161,000円
再開発等促進区内の高さの許可	法第68条の3第4項	161,000円
地区計画又は沿道地区計画内の高さに関する適用除外許可	法第68条の5の3第2項	161,000円
予定道路に係る容積率の特例許可	法第68条の7第5項	161,000円
仮設建築物の建築許可	法第85条第5項	120,000円
仮設建築物の建築許可	法第85条第6項	161,000円
一団地の高さ及び容積率の特例許可 (既定条項の整理)	法第86条第3項	1. 建築物が2以下の場合221,000円 2. 建築物が3以上の場合 221,000+28,000*(n-2) n: 建築物数
総合的設計による建築物の容積率又は高さの特例許可 (既定条項の整理)	法第86条第4項	1. 建築物が1以下の場合221,000円 2. 建築物が2以上の場合 221,000+28,000*(n-1) n: 建築物数
一般地内認定建築物以外の建築物に関する適用除外許可 (既定条項の整理)	法第86条の2第2項	1. 建築物が1以下の場合221,000円 2. 建築物が2以上の場合 221,000+28,000*(n-1) n: 建築物数
一般地内許可建築物以外の建築物の建築許可 (既定条項の整理)	法第86条の2第3項	1. 建築物が1以下の場合221,000円 2. 建築物が2以上の場合 221,000+28,000*(n-1) n: 建築物数
興行場等の使用許可	法第87条の3第5項	120,000円
特別興行場等の使用許可	法第87条の3第6項	161,000円

島根県建築基準法施行条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>島根県建築基準法施行条例</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 〔昭和48年3月27日〕 〔島根県条例第20号〕 </div> <p>第1条～第16条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第3 〔略〕</p> <p>別表第4（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1～14 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;"> 14の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定を受けようとする者 </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> 申請1件につき 27,300円 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">15～18 〔略〕</td> </tr> <tr> <td> 19 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可を受けようとする者 </td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">20～21の2 〔略〕</td> </tr> <tr> <td> 21の3 法第58条第2項の規定に基づく高度地区におけ </td> <td style="text-align: center;"> 申請1件につき 161,000円 </td> </tr> </table>	1～14 〔略〕		14の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円	15～18 〔略〕		19 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可を受けようとする者	〔略〕	20～21の2 〔略〕		21の3 法第58条第2項の規定に基づく高度地区におけ	申請1件につき 161,000円	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第11条 別表第4の左欄に掲げる者（市長若しくは市の建築主事に対して申請しようとする者又は島根県を除く。）は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>第12条～第16条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第3 〔略〕</p> <p>別表第4（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1～14 〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔新設〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">15～18 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;"> 19 法第55条第3項各号_____の規定に基づく建築物の高さの許可を受けようとする者 </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> 申請1件につき 161,000円 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">20～21の2 〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔新設〕</td> </tr> </table>	1～14 〔略〕		〔新設〕		15～18 〔略〕		19 法第55条第3項各号_____の規定に基づく建築物の高さの許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円	20～21の2 〔略〕		〔新設〕	
1～14 〔略〕																									
14の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円																								
15～18 〔略〕																									
19 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可を受けようとする者	〔略〕																								
20～21の2 〔略〕																									
21の3 法第58条第2項の規定に基づく高度地区におけ	申請1件につき 161,000円																								
1～14 〔略〕																									
〔新設〕																									
15～18 〔略〕																									
19 法第55条第3項各号_____の規定に基づく建築物の高さの許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円																								
20～21の2 〔略〕																									
〔新設〕																									

<p>る建築物の高さの最高限度の特例の許可を受けようとする者</p>			
22～32の2 [略]		22～32の2 [略]	
<p>33 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて<u>建築等をするもの</u>に限る。）の特例の認定を受けようとする者</p>	[略]	<p>33 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて<u>建築されるもの</u>に限る。）の特例の認定を受けようとする者</p>	<p>建築物の数が2以下である場合にあっては78,300円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,300円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
34 [略]	[略]	<p>34 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定を受けようとする者</p>	<p>建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>34の2 法第86条第3項の規定に基づく建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが広い空地を有する1団地を形成している場合において、当該1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて<u>建築等をするもの</u>に限る。）の各部分の高さ又は容積率の特例の許可を受けようとする者</p>	[略]	<p>34の2 法第86条第3項の規定に基づく建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが広い空地を有する1団地を形成している場合において、当該1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて<u>建築されるもの</u>に限る。）の各部分の高さ又は容積率の特例の許可を受けようとする者</p>	<p>建築物の数が2以下である場合にあっては221,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては221,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>34の3 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計により<u>建築等をし</u>、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可を受けようとする者</p>	[略]	<p>34の3 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計により<u>建築され</u>、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可を受けようとする者</p>	<p>建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては221,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては221,000円</p>

する者	
35 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定を受けようとする者	建築物（新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
35の2 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	建築物（新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては221,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては221,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
35の3 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可を受けようとする者	建築物（新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては221,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては221,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
36～41 [略]	
備考 [略]	
別表第5 [略]	

する者	に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
35 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の_____認定を受けようとする者	建築物（一敷地内認定建築物を除く_____。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
35の2 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の_____に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	建築物（一敷地内認定建築物を除く_____。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては221,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては221,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
35の3 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の_____許可を受けようとする者	建築物（一敷地内許可建築物を除く_____。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては221,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては221,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
36～41 [略]	
備考 [略]	
別表第5 [略]	

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について

1 提案理由

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の流域市（松江市、出雲市、安来市）負担について、下水道法第31条の2第2項の規定により、流域市の意見を聞いたうえ、議会の議決を経て定める必要がある。

なお、流域市からは、同規定により意見を聞き同意を得ている。

2 維持管理費負担金の概要

維持管理費負担金	二次処理費	汚水中の生物化学的酸素要求量(BOD)の低減、浮遊物質(SS)の除去処理に必要な経費(運転管理費、維持修繕費など)	単価(円/m ³) = $\frac{\text{二次処理経費(円)}}{\text{流入見込量(m}^3\text{)}}$
	高度処理費	窒素やリンの除去処理に必要な経費(東部処理区のみ)	単価(円/m ³) = $\frac{\text{高度処理経費(円)}}{\text{流入見込量(m}^3\text{)}}$
	資本費	過去の建設事業に要した経費(減価償却費などから、見合いの国庫補助金、建設負担金などを除いたもの)や企業債利息	負担金額 = 減価償却費 + 除却損 + 県債利息 - 一般会計繰入金 - 長期前受金戻入額 ※単価計算はしない

※二次処理費、高度処理費については3年ごとに改定し、資本費については、算定の基礎となる減価償却費等が工事等の進捗に影響を受けることから毎年度決定する。

3 負担金額案

(1) 東部処理区(松江市・安来市)

(税抜き)

区分	現行 (a)	改定案 (b)	比較 (b-a)	負担期間
二次処理費	45.60 円/m ³	50.63 円/m³	+5.03 円/m ³	令和5年度～令和7年度
高度処理費	3.97 円/m ³	4.27 円/m³	+0.30 円/m ³	
資本費	91,755 千円	96,877 千円	+5,122 千円	令和5年度

【主な増減理由】

- ・二次処理費及び高度処理費：電気料金、労務費等の上昇による
- ・資本費：令和4年度事業実績等を反映したことによる

(2) 西部処理区（松江市・出雲市）

(税抜き)

区 分	現 行 (a)	改定案 (b)	比 較 (b-a)	負担期間
二次処理費	67.00 円/m ³	70.70 円/m³	+3.70 円/m ³	令和5年度～令和7年度
資 本 費	91,549 千円	83,867 千円	▲7,682 千円	令和5年度

【主な増減理由】

- ・二次処理費：電気料金、労務費等の上昇による
- ・資本費：令和4年度事業実績等を反映したことによる

契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第46号 P 6	主要地方道 津和野田万川線 (田二穂工区) 総合交付金(改築) (仮称)田二穂トンネル工事 (山入)	鹿足郡津和野町田二穂地内	トンネル名:(仮称)田二穂トンネル 工事延長:477m (うちトンネル延長470m) 幅員:9.0m (0.75+0.75+3.0×2+0.75+0.75) 内空断面積:48.5㎡ 掘削工法:NA TM(発破掘削)	島根県議会の議決があった日の翌日から起算して600日目にあたる日
契 約 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額		契約の相手方等		
一般競争入札	今岡工業・まるなか建設・日新建設 特別共同企業体 代表者 出雲市塩冶神前二丁目8番16号 今岡工業株式会社 代表取締役 今岡 幹晴 構成員 松江市玉湯町布志名767番地52 まるなか建設株式会社 代表取締役 内藤 忠 構成員 益田市下本郷町219番地2 日新建設株式会社 代表取締役 宮地 正浩 (R4.12.26仮契約)	1,783,100,000 円		

(余白)

契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第47号 P 7	主要地方道 津和野田万川線 (田二穂工区) 総合交付金(改築) (仮称)田二穂トンネル工事 (喜時雨)	鹿足郡津和野町田二穂地内	トンネル名:(仮称)田二穂トンネル 工事延長:400m (うちトンネル延長378m) 幅員:9.0m (0.75+0.75+3.0×2+0.75+0.75) 内空断面積:48.5㎡ 掘削工法:NATM(発破掘削)	島根県議会の議決があった日の翌日から 起算して600日目にあたる日
契 約 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額	契約の相手方等			
一般競争入札 1,863,400,000 円	大畑建設・カナツ技建工業・トガノ建設 特別共同企業体 代表者 益田市大谷町36番地3 大畑建設株式会社 代表取締役社長 大畑 勉 構成員 松江市春日町636番地 カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 任紀 構成員 出雲市白枝町839番地2 株式会社トガノ建設 代表取締役 梅野 直宏 (R4.12.28仮契約)			

(余白)

変更契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工事の概要 ()は変更前	工 期 ()は変更前
第48号 P8	波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事	江津市波積町本郷地内	堤 高 H= 48.2m 堤頂長 L=126.0m 掘削工 V=41,814m ³ (41,810m ³) 基礎処理工 L= 8,029m (7,505m) 堤 体 工 V=68,491m ³ (68,481m ³)	R5.6.22 (R5.3.24)
変 更 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額		契約の相手方等		
契約額の変更 4,766,325,160円 ↓ 4,868,213,260円 (101,888,100円増額)		安藤・間・今岡工業・原工務所 特別共同企業体 代表者 広島市中区大手町五丁目3番18号 株式会社安藤・間 広島支店 執行役員支店長 相田 尚人 構成員 出雲市塩冶神前2丁目8番16号 今岡工業株式会社 代表取締役 今岡 幹晴 構成員 江津市敬川町1306番地3 株式会社原工務所 代表取締役 原 諭 (R5.1.6仮契約)	主な理由 【工期延期】 ・堤体基礎岩盤において計画段階で把握されていなかった弱部（断層及び低角度節理）が確認され、その対策に時間を要したため、工期を90日延伸する。 【基礎処理工の増工】 ・堤体基礎岩盤で新たに発見された弱部補強のため、コンソリデーショングラウチングを追加施工した。 ・基礎岩盤の状況に応じて、カーテングラウチングの数量を変更した。 【堤体工コンクリート打設費用の増額】 ・堤体基礎岩盤の弱部対策の追加により、堤体コンクリート打設に遅れが生じ、夏期における暑中コンクリート対策が必要となり、液体窒素によるコンクリート冷却を追加実施したため、打設費用が増額となった。 ・工期延期に伴い、打設設備等の施設維持のための費用を計上した。 【試験湛水に関連する工種の取りやめ】 ・工程の遅れに伴い、試験湛水開始時期が令和5年10月以降となるため、試験湛水に関連する、閉塞工、流木止設備設置工、下流護岸工等の施工を取りやめる。 【インフレスライドによる増額】 ・人件費、資材等の高騰により、インフレスライドが必要と判断したため、その費用を計上する。	

(余白)

令和5年度土木部当初予算案について

1. 国土交通省当初予算案

(1) 基本方針

【基本的な考え方】

「国民の安全・安心の確保」、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」の3点を柱に、令和4年度第2次補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図る。

- ・ 大規模自然災害からの復旧・復興を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の取組を計画的に進める。具体的には、「流域治水」の本格的実践、健全な水循環の維持・回復、総合的な土砂災害対策の加速化・強化、地震、豪雨、豪雪等災害時における物流・人流の確保が図られる交通ネットワーク整備、盛土の安全確保対策の推進、インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現等に取り組み、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を構築する。加えて、通学路等の交通安全の確保等を図る。
- ・ 住宅・建築物の省エネ対策や木材利用の促進、国土交通分野のDX、生産性の向上等に資する社会資本の重点整備等を積極的に進める。
- ・ 共生社会実現に向けたバリアフリー社会の形成、二拠点居住等住生活環境の充実、条件不利地域の振興、スマートシティの社会実装、次世代モビリティの普及促進、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、孤独・孤立対策の推進等を進める。
- ・ 社会資本整備は未来への投資であり、将来にわたり「真の豊かさ」を実感できる社会の構築に向けて、「総力」を挙げたストック効果の最大化に取り組む必要がある。「インフラ経営」の視点に立ち、既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、波及効果の大きなプロジェクト等を戦略的かつ計画的に展開することが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。その際、資材価格の高騰等を踏まえて、必要な事業量を確保する。

- 公共事業の効率的かつ円滑な実施、順調な執行のため、新・担い手3法も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、必要な変更契約等による適切な価格転嫁、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進する。新技術の導入や i-Construction の推進、建設キャリアアップシステムの普及、技能者の賃金引上げ、週休2日の実現、外国人技能労働者の受入・育成等、生産性向上や働き方改革等にも取り組む。加えて、災害等に備え、防災体制等の拡充・強化を図る。

(2) 公共事業関係費（国費）の規模（令和4年度補正予算を加算）

6兆8,634億円（対前年度比：1.01）

（単位：億円）

	R3 補正+ R4 当初 (A)	R4 第2次補正+ R5 政府予算案 (B)	対前年度比 (B/A)
公共事業関係費	68,186	68,634	1.01
補正予算	15,706	16,132	1.03
当初予算	52,480	52,502	1.00

2. 土木部当初予算案

(1) 考え方

- 島根創生計画に掲げた「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するため、将来を見据えた成果目標を定め、その達成に向け限られた財源の中で取り組むべき事業を精査した上で、補助（交付金）事業を最大限活用し、計画的な事業実施に努める。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進める。
（予算は令和4年度11月補正・2月補正予算で措置）

(2) 歳出予算額（公共事業・非公共事業）

（注）流域下水道事業会計を除く

791億円（対前年度比：0.96）

[951億円（対前年度比：0.97）：R4年度補正予算（国補正分）を加算した場合]

（単位：億円）

	R3 補正+ R4 当初 (A)	R4 補正+ R5 当初 (B)	対前年度比 (B/A)
総額	979	951	0.97
R4年度補正予算（国補正分）	155	160	1.03
当初予算	824	791	0.96

(3) 公共事業

1) 予算額

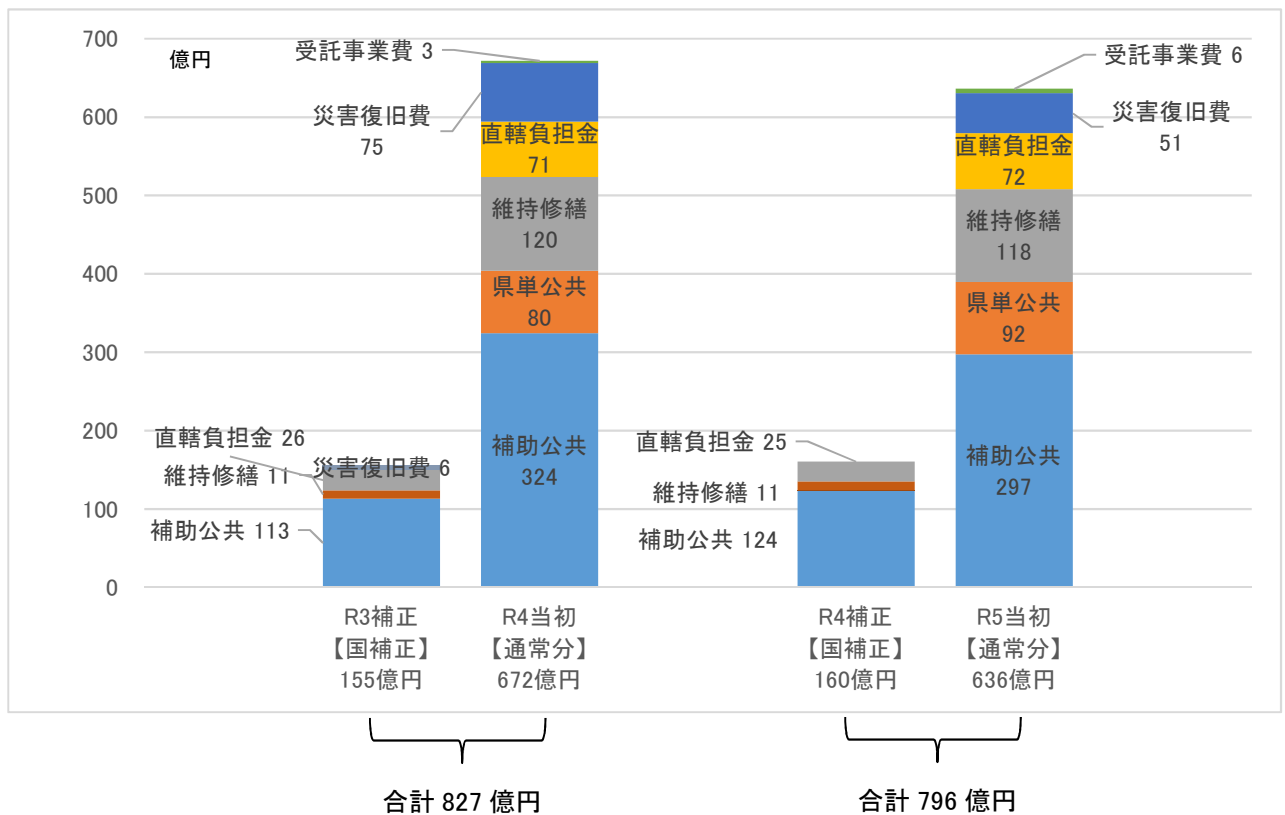
636億円（対前年度比：0.95）

[796億円（対前年度比：0.96）：R4年度補正予算（国補正分）を加算した場合]

（単位：億円）

	R3 補正 + R4 当初 (A)	R4 補正 + R5 当初 (B)	対前年度比 (B/A)
総額	827	796	0.96
R4年度補正予算（国補正分）	155	160	1.03
当初予算	672	636	0.95

【公共事業費の比較】



※金額については、それぞれ四捨五入によっているため、合計と一致しないものがある

2) 主な事業 ※R5年度当初予算額+R4年度補正予算額（国補正）の合計

- ①産業活動や観光、地域間交流等地域振興を支えるインフラとして、高速道路網や空港・港湾の機能の維持・向上のための整備の推進 10,045百万円（▲759百万円）
- ②治水対策、土砂災害対策、道路防災、橋梁耐震化など災害に強い県土づくりの推進 28,358百万円（▲2,623百万円）
- ③公共土木施設の定期的な点検と計画的な修繕等による長寿命化の推進 8,618百万円（▲1,100百万円）【一部再掲】

(4) 非公共事業（主なもの） ※R5年度当初予算額

- ①しまねの建設担い手確保・育成事業費 75百万円（▲42百万円）
建設産業の魅力発信やICTを活用した生産性向上など建設産業の担い手確保・育成対策
将来の担い手となる若年層を含む幅広い層に向けた建設産業の魅力発信を強化
- ②しまね定住推進住宅整備支援事業費 167百万円（▲4百万円）
中山間地域・離島等で移住・定住者を受け入れるための賃貸住宅等の整備への支援
令和5年度に国の補助事業を併用可能とするメニューを創設
- ③しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費 172百万円（増減なし）
バリアフリーや子育て環境の改善に資する改修への支援により、住み続けられる豊かな住環境
の実現や良質な住宅ストックの形成を促進
- ④ふれあい館魅力アップ事業 48百万円（新規）【県立都市公園管理運営費の内数】
石見海浜公園利用者の満足度向上を図るため、ふれあい館の再整備等を実施

(5) 債務負担行為の設定 15,129百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く
うち一般会計 14,700百万円
特別会計 429百万円

・翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の設定

(6) 流域下水道事業会計

- 1) 収益的収支〔費用〕 4,871百万円
- 2) 資本的収支〔支出〕 2,706百万円
- 3) 主な事業
- ①宍道湖流域下水道の運転管理 2,162百万円
- ②施設の老朽化に伴う改築更新工事 2,112百万円

4) 債務負担行為の設定 7,479百万円

・翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の設定

令和5年度当初予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分	予算区分	R4年度ベース			R5年度ベース					増減			
		R3補正 + R4当初 (A=B+C)	R3年度 補正 [国補正] (B)	R4年度 当初 [通常] (C)	R4補正 + R5当初 (D=E+F)	R4年度 補正 [国補正] (E)		R5年度 当初 [通常] (F)		計 (D-A)	国補正 (E-B)	通常 (F-C)	
						11補中日	2補初日	11補中日	2補初日				
公共 (改良系)	補助公共	道 路	22,086	4,959	17,127	20,779	4,577	4,585	▲ 8	16,202	▲ 1,307	▲ 382	▲ 925
		河川・ダム	8,143	4,042	4,101	7,706	4,821	4,821		2,885	▲ 437	779	▲ 1,216
		砂 防	3,289	1,451	1,838	3,737	1,853	1,415	438	1,884	448	402	46
		港湾・空港	4,151	482	3,669	3,489	793	252	541	2,696	▲ 662	311	▲ 973
		街路・公園	2,267	63	2,204	2,186	134	45	89	2,052	▲ 81	71	▲ 152
		下 水 道	1,354	326	1,028	1,382	201		201	1,181	28	▲ 125	153
		住 宅	835		835	1,347				1,347	512	0	512
		文化財調査	11		11	12				12	1	0	1
		災害関連	1,586		1,586	1,462				1,462	▲ 124	0	▲ 124
	補助公共計	43,722	11,323	32,399	42,100	12,379	11,118	1,261	29,721	▲ 1,622	1,056	▲ 2,678	
	うち国土強靱化	10,285	10,285		11,483	11,483	11,118	365				1,198	0
	県単公共	道 路	678		678	785				785	107	0	107
		河川・ダム	1,800		1,800	2,208				2,208	408	0	408
		砂 防	491		491	506				506	15	0	15
		港湾・空港	1,030		1,030	1,390				1,390	360	0	360
		街路・公園	232		232	409			16	393	177	16	161
		下 水 道	1,221		1,221	927				927	▲ 294	0	▲ 294
		住 宅	105		105	900				900	795	0	795
		地域整備促進等	498		498	468				468	▲ 30	0	▲ 30
災害関連		1,934		1,934	1,666				1,666	▲ 268	0	▲ 268	
県単公共計	7,989	0	7,989	9,259	16	0	16	9,243	1,270	16	1,254		
うち国土強靱化				16	16		16						
公共計	51,711	11,323	40,388	51,359	12,395	11,118	1,277	38,964	▲ 352	1,072	▲ 1,424		
維持修繕費	補助維持修繕	道 路	4,237	1,061	3,176	4,276	1,119	859	260	3,157	39	58	▲ 19
		補助維持修繕計	4,237	1,061	3,176	4,276	1,119	859	260	3,157	39	58	▲ 19
		うち国土強靱化	1,061	1,061		1,119	1,119	859	260			58	0
	県単維持修繕	道 路			5,633	5,703				5,703	70	0	70
		河川・ダム			1,654	1,293				1,293	▲ 361	0	▲ 361
		砂 防			448	545				545	97	0	97
		港湾・空港			108	116				116	8	0	8
		地域整備促進			956	1,024				1,024	68	0	68
		県単維持修繕計			8,799	8,681			0	8,681	▲ 118	0	▲ 118
		維持修繕費計			13,036	12,957			260	11,838	▲ 79	58	▲ 137
公共+維持修繕費			64,747	64,316			1,537	50,802	▲ 431	1,130	▲ 1,561		
直轄負担金			9,654	9,678			2,525	7,153	24	▲ 69	93		
うち国土強靱化			2,207	2,222			2,222	0		15	0		
災害復旧費			8,046	5,074			0	5,074	▲ 2,972	▲ 565	▲ 2,407		
うち国土強靱化			0	0						0	0		
受託事業費			264	577				577	313	0	313		
総 合 計			82,711	79,645			16,039	11,977	4,062	63,606	▲ 3,066	496	▲ 3,562
うち国土強靱化			13,553	13,553			0	14,840		1,287	1,287	0	

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助事業に計上。
2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和5年度当初予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	R4年度 当初予算 (A)	R5年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
土木総務課	2,662,136	2,639,300	▲ 22,836	99%
技術管理課	487,798	457,839	▲ 29,959	94%
用地対策課	4,064,533	4,025,412	▲ 39,121	99%
道路維持課	13,739,783	13,624,140	▲ 115,643	99%
道路建設課	15,215,213	14,650,189	▲ 565,024	96%
高速道路推進課	5,313,415	5,351,309	37,894	101%
河川課	12,314,148	11,492,353	▲ 821,795	93%
斐伊川神戸川対策課	649,008	690,918	41,910	106%
港湾空港課	6,764,801	6,366,596	▲ 398,205	94%
砂防課 ※	11,482,784	8,832,961	▲ 2,649,823	77%
都市計画課	3,277,255	3,211,057	▲ 66,198	98%
下水道推進課	739,883	718,350	▲ 21,533	97%
建築住宅課	1,110,521	1,166,614	56,093	105%
一般会計合計	77,821,278	73,227,038	▲ 4,594,240	94%

財源内訳

※砂防課予算額：災害復旧費を含む

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
21,241,562	1,050,796	591,758	26,003,600	4,240,515	20,098,807	73,227,038

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	R4年度 当初予算 (A)	R5年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,425,123	1,116,230	▲ 308,893	78%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,185,028	4,711,314	1,526,286	148%
特別会計合計	4,610,151	5,827,544	1,217,393	126%

財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
664,140	1,336,441	60,007	2,736,712	725,111	305,133	5,827,544

令和5年度当初予算案 債務負担行為（土木部）

（流域下水道事業会計を除く）

債務負担行為の設定 15, 128, 651千円（一般会計 14, 700, 201千円、特別会計 428, 450千円）

〔一般会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
特別資材調査業務委託費	5～6	110,000	建設工事に使用する特別資材の価格調査業務	—
建設資材価格実態調査業務委託費	6	3,580	公共工事の適正な建設資材単価を定めるための単価の動向調査業務	—
島根県土木部単独用地先行取得費	6～9	330,621	島根県土地開発公社に委託し先行取得した用地を、後年度に買い戻すための経費	—
社会資本整備総合交付金事業費	5～6	1,090,000	国道184号外 除雪機械 250,000千円	県内全域
			ほか2件	
社会資本整備総合交付金事業費	6	6,369,000	(一)浜田停車場線 排水設備更新 80,000千円	浜田市
			(主)松江木次線 交差点改良工 150,000千円	松江市
			佐陀川 地盤改良工 50,000千円	松江市
			益田港 消波ブロック製作・据付 300,000千円	益田市
			平ノ上地区 擁壁工、法枠工 120,000千円	松江市
			飯島線 電線共同溝工 200,000千円	安来市
			ほか58件	
道路メンテナンス事業費	5～6	60,000	国道184号外 現場技術業務 60,000千円	県内全域
道路メンテナンス事業費	6	230,000	(一)十六島直江停車場線 橋梁修繕工 200,000千円	出雲市
			ほか1件	
土砂災害対策道路事業費	5～6	40,000	国道184号外 現場技術業務 40,000千円	県内全域
道路橋梁維持修繕費	5～6	1,539,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 道路維持修繕 900,000千円	県内全域
			ほか5件	
道路橋梁維持修繕費	6	169,000	国道431号外248線 道路パトロール業務 169,000千円	県内全域
道路橋梁維持修繕費	5～7	337,000	国道431号外248線 道路パトロール業務 337,000千円	県内全域
道路環境整備費	5～6	617,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 植樹帯管理 194,000千円	県内全域
			ほか1件	
道路橋梁照明維持費	5～6	140,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 道路橋梁照明維持 140,000千円	県内全域
道路維持管理業務委託費	5～6	180,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 道路維持管理業務 180,000千円	県内全域
国庫国道道路改良事業費	5～6	150,000	国道431号外248線 現場技術業務 150,000千円	県内全域
国庫国道道路改良事業費	6	810,000	国道431号 河川付替工 80,000千円	出雲市
			ほか8件	
大規模特定河川事業費	6	718,000	赤川 掘削工、地盤改良工 250,000千円	出雲市
			ほか3件	

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
受託事業費	6	118,000	矢原川ダム 市道整備 40,000千円	益田市
			ほか3件	
安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業費	6	80,000	九景川 橋梁工、護岸工 50,000千円	出雲市
			ほか1件	
県単河川災害関連事業費	6	280,000	八戸川 護岸工	江津市
河川総合開発事業費	6	300,000	矢原川ダム 橋梁下部工 60,000千円	浜田市
			ほか4件	
ダムメンテナンス事業費	6	205,000	御部ダム ダム管理制御処理施設設備更新	浜田市
港整備交付金事業費	6	250,000	西郷港 ケーソン据付工 200,000千円	隠岐の島町
			ほか1件	
特定土砂災害対策推進事業費	6	380,000	以下谷川 堰堤工 100,000千円	出雲市
			ほか4件	
県単砂防修繕費	6	44,000	釜浦地区 既存施設撤去・更新 44,000千円	出雲市
国庫街路道路改良事業費	6	100,000	新庄飯田線 電線共同溝	雲南市
県立都市公園管理運営費	6	50,000	石見海浜公園 ふれあい館再整備	浜田市・江津市

〔臨港地域整備特別会計〕

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
港湾建設費	6	150,000	西郷港 ケーソン据付工	隠岐の島町

〔県営住宅特別会計〕

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
住宅市街地総合整備事業費	5～6	278,450	県営住宅(松江市湍北台団地)解体工事	松江市

令和5年度当初予算案 流域下水道事業会計

1. 予算案

(1) 業務の予定量

年間総処理水量 30,549,654 m³ (1日平均処理水量 83,696 m³)

(2) 予算額

① 収益的収入及び支出

[収 益] 4,757 百万円 [費 用] 4,871 百万円

② 資本的収入及び支出

[収 入] 2,515 百万円 [支 出] 2,706 百万円

2. 主な事業

(1) 流域下水道の運転管理

- ・ 終末処理場等維持管理業務 (包括民間委託) 1,452 百万円
- ・ 機器・管渠等の点検、修繕 365 百万円
- ・ 発生汚泥等の処理 345 百万円

(2) 建設改良費 2,112 百万円

- ・ 東部処理区 マンホール更生工事
- ・ 東部浄化センター2-2系生物反応槽改築工事
- ・ 西部浄化センター水処理 (計装設備) 改築工事

3. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科 目 等		R 4 当初 (A)	R 5 当初 (B)	増 減 (C=A+B)	概 要 等 (単位：百万円)
収益的収支	流域下水道 事業収益				
	営業収益	2,054,279	2,224,176	169,897	維持管理費負担金
	営業外収益	2,467,403	2,533,199	65,796	長期前受金戻入益 2,267 一般会計からの補助金 133 消化ガス売却、土地貸付料 ほか
	収益計(a)	4,521,682	4,757,375	235,693	
	流域下水道 事業費用				
	営業費用	4,354,754	4,754,591	399,837	減価償却費 2,382 終末処理場等維持管理業務、機器・管渠 等の点検、修繕、発生汚泥等の処理ほか
	営業外費用	125,196	114,341	▲ 10,855	企業債償還利息 55 消費税等 59
	予備費	2,000	2,000	0	
	費用計(b)	4,481,950	4,870,932	388,982	
	収 支(a-b) (当期損益)	39,732 (71,020)	▲ 113,557 (▲ 63,849)	▲ 153,289 (▲ 134,869)	() は税抜き

(単位：千円、税込み)

科目等		R 4 当初 (a)	R 5 当初 (b)	増 減 (b-a)	概 要 等 (単位：百万円)	
資本的収支	資本的収入	企業債	914,152	810,552	▲ 103,600	
		国庫補助金	654,820	628,489	▲ 26,331	
		他会計補助金	412,561	383,361	▲ 29,200	一般会計からの補助金
		建設費負担金	745,780	692,260	▲ 53,520	
		収入計(c)	2,727,313	2,514,662	▲ 212,651	
	資本的支出	建設改良費	2,260,709	2,111,526	▲ 149,183	交付金事業 1,178 県単事業 927 資産購入 7
		企業債償還金	674,526	589,651	▲ 84,875	
		預り金返還金	62,676	0	▲ 62,676	
		予備費	5,000	5,000	0	
		支出計(d)	3,002,911	2,706,177	▲ 296,734	
	補 填(e)		275,598	191,515	▲ 84,083	損益勘定留保資金 ほか
	収 支(c-d+e)		0	0	0	

4. 債務負担行為

債務負担行為の設定額 7,479 百万円

(内 訳)

事 項	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
汚泥処分業務	R5～R6	295,000	東部、西部
終末処理場等維持管理業務	R5～R8	5,700,000	東部、西部
第2期企業会計システム構築事業費	R5～R12	30,000	東部、西部
施設台帳システム管理業務	R6～R7	11,000	東部、西部
東部処理区幹線管渠調査・点検業務	R5～R6	45,000	
東部処理区マンホール更生工事	R6	300,000	
東部浄化センター2-2系生物反応槽改築工事	R6	293,000	
東部浄化センター最終沈殿池3-2系汚泥掻寄機改修工事	R6	60,000	
西部処理区幹線管渠調査・点検業務	R5～R6	30,000	
西部処理区宍道中継ポンプ場他(水処理・電気設備)改築工事	R5～R6	607,000	
西部浄化センター水処理(計装設備)改築工事	R6	66,000	
西部浄化センターガスホルダ(機械設備)改築工事	R6	42,000	

令和4年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額		補正額		補正後		比較 (C/A)	
		(A)	うち国土 強靱化	(B)	うち国土 強靱化	(C=A+B)	うち国土 強靱化		
公共 (改良系)	補助公共	道 路	21,895	4,585	▲ 8	▲ 815	21,887	3,770	100%
		河川・ダム	9,423	4,821			9,423	4,821	100%
		砂 防	3,295	1,415	438	438	3,733	1,853	113%
		港湾・空港	4,068	252	541	541	4,609	793	113%
		街路・公園	2,377	45	89		2,466	45	104%
		下 水 道	1,006		201	201	1,207	201	120%
		住 宅	871				871		100%
		文化財調査	11				11		100%
		災 害 関 連	1,586				1,586		100%
		補助公共計	44,532	11,118	1,261	365	45,793	11,483	103%
	県単公共	道 路	678				678		100%
		河川・ダム	1,720				1,720		100%
		砂 防	491				491		100%
		港湾・空港	1,008				1,008		100%
		街路・公園	201		16	16	217		108%
		下 水 道	1,039				1,039		100%
		住 宅	70				70		100%
		地域整備促進 等	498				498		100%
		災 害 関 連	1,934				1,934		100%
	県単公共計	7,639	0	16	16	7,655	16	100%	
公共計	52,171	11,118	1,277	381	53,448	11,499	102%		
維持修繕費	持補助 修繕	道 路	3,791	859	260	260	4,051	1,119	107%
		補助維持修繕計	3,791	859	260	260	4,051	1,119	107%
	県単 維持修繕	道 路	5,633				5,633		100%
		河川・ダム	1,554				1,554		100%
		砂 防	440				440		100%
		港湾・空港	108				108		100%
		地域整備促進	797				797		100%
		県単維持修繕計	8,532	0	0	0	8,532	0	100%
		維持修繕費計	12,323	859	260	260	12,583	1,119	102%
		公共+維持修繕費	64,494	11,977	1,537	641	66,031	12,618	102%
直 轄 負 担 金	7,060		2,525	2,222	9,585	2,222	136%		
災 害 復 旧 費	7,481				7,481		100%		
受 託 事 業 費	294				294		100%		
総 合 計	79,329	11,977	4,062	2,863	83,391	14,840	105%		

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和4年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後 (C = A + B)
土木総務課	2,553,410	-	2,553,410
技術管理課	510,712	-	510,712
用地対策課	4,060,189	41,205	4,101,394
道路維持課	15,497,163	404,928	15,902,091
道路建設課	18,837,037	▲ 153,243	18,683,794
高速道路推進課	5,318,436	1,131,251	6,449,687
河川課	17,488,958	1,184,331	18,673,289
斐伊川神戸川対策課	640,696	-	640,696
港湾空港課	7,158,014	751,175	7,909,189
砂防課	12,989,922	437,850	13,427,772
都市計画課	3,481,358	105,094	3,586,452
下水道推進課	737,796	-	737,796
建築住宅課	1,106,897	-	1,106,897
一般会計合計	90,380,588	3,902,591	94,283,179

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
619,555	-	12,475	3,256,600	-	13,961	3,902,591

2. 特別会計

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後 (C = A + B)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,428,136	-	1,428,136
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,239,303	-	3,239,303
特別会計合計	4,667,439	0	4,667,439

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
-	-	-	-	-	-	-

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額				計	繰越率	繰越額の理由別内訳											
		11月補正後	2月補正 (初日/国補正等)					補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更							
補助公共	道路	21,886,303	311	15,855,111	▲ 10	▲ 8,245	301	15,846,866	72.4%	88	4,576,766	28	1,544,300	4	309,800	1	7,300	180	9,408,700
	河川・ダム	9,422,723	66	8,268,622			66	8,268,622	87.8%	42	4,820,900	2	140,200	2	40,200	4	149,400	16	3,117,922
	砂防	3,733,155	124	2,829,000	20	437,850	144	3,266,850	87.5%	62	1,852,950	31	463,400					51	950,500
	港湾・空港	4,037,317	29	2,314,400	4	541,800	33	2,856,200	70.7%	6	793,800			2	544,200			25	1,518,200
	街路・公園	2,466,066	12	1,761,020	1	89,250	13	1,850,270	75.0%	2	134,250			1	60,100			10	1,655,920
	下水道	6,955																	
	住宅	8,000																	
	文化財調査	11,237																	
	災害関連	1,586,400	2	442,000			2	442,000	27.9%									2	442,000
補助公共計	43,158,156	544	31,470,153	15	1,060,655	559	32,530,808	75.4%	200	12,178,666	61	2,147,900	9	954,300	5	156,700	284	17,093,242	
県単公共	道路	678,022	16	580,210			16	580,210	85.6%									16	580,210
	河川・ダム	1,720,520	22	1,141,690			22	1,141,690	66.4%			3	258,300		1	20,100	18	863,290	
	砂防	491,209	15	429,230			15	429,230	87.4%			5	74,900				10	354,330	
	港湾・空港	922,875	8	269,100			8	269,100	29.2%				2	153,100			6	116,000	
	街路・公園	217,637	10	177,705	1	15,844	11	193,549	88.9%	1	15,844						10	177,705	
	住宅	34,440																	
	地域整備促進等	498,093	2	16,200			2	16,200	3.3%			2	16,200						
	災害関連	1,933,772	34	1,465,382			34	1,465,382	75.8%			8	270,500					26	1,194,882
県単公共計	6,496,568	107	4,079,517	1	15,844	108	4,095,361	63.0%	1	15,844	18	619,900	2	153,100	1	20,100	86	3,286,417	
維持修繕	道路	9,682,552	194	2,273,143	▲ 11	259,930	183	2,533,073	26.2%	70	1,118,573			22	161,200	1	32,100	90	1,221,200
	河川	1,554,073	44	588,827			44	588,827	37.9%						1	8,600	43	580,227	
	砂防	440,221	32	263,321			32	263,321	59.8%								32	263,321	
	港湾・空港	108,201	1	8,000			1	8,000	7.4%								1	8,000	
	地域整備促進等	797,152	3	52,630			3	52,630	6.6%			2	16,230				1	36,400	
	維持修繕計	12,582,199	274	3,185,921	▲ 11	259,930	263	3,445,851	27.4%	70	1,118,573	2	16,230	22	161,200	2	40,700	167	2,109,148
直轄事業負担金	9,584,958																		
災害復旧	7,481,015	267	3,544,099			267	3,544,099	47.4%			3	36,792	2	30,450			262	3,476,857	
受託	道路	64,700																	
	河川	205,947	6	136,776			6	136,776	66.4%						1	29,925	5	106,851	
	砂防	10,500																	
	街路	13,530	3	12,800			3	12,800	94.6%								3	12,800	
	受託事業計	294,677	9	149,576			9	149,576	50.8%						1	29,925	8	119,651	
その他	14,685,606	1	3,000	2	41,205	3	44,205	0.3%	2	41,205			1	3,000					
合計	94,283,179	1,202	42,432,266	7	1,377,634	1,209	43,809,900	46.5%	273	13,354,288	84	2,820,822	36	1,302,050	9	247,425	807	26,085,315	

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額				計	繰越率	繰越額の理由別内訳											
		11月補正後	2月補正 (初日/国補正等)					補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更							
臨港地域整備特別会計	1,428,136	2	52,080			2	52,080	3.6%										2	52,080
県営住宅特別会計	3,239,303																		

第4号議案

令和4年度2月補正予算案(初日提案分) 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

- ・ 資本的収支

建設改良費 201百万円

国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	概要等	
収益的収支	流域下水道事業収益	営業収益	2,054,279	0	2,054,279	
		営業外収益	2,467,301	0	2,467,301	
		収益計(a)	4,521,580	0	4,521,580	
	流域下水道事業費用	営業費用	4,358,498	0	4,358,498	
		営業外費用	125,196	0	125,196	
		予備費	2,000	0	2,000	
		費用計(b)	4,485,694	0	4,485,694	
収支(a-b) (当期損益)		35,886 (67,260)	0 (0)	35,886 (67,260)	()は税抜き	

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	概要等	
資本的収支	資本的収入	企業債	828,552	18,900	847,452	
		国庫補助金	629,889	159,000	788,889	防災・安全交付金
		他会計補助金	412,375	0	412,375	
		建設費負担金	660,934	21,000	681,934	
		収入計(c)	2,531,750	198,900	2,730,650	
	資本的支出	建設改良費	2,056,517	201,000	2,257,517	交付金事業
		企業債償還金	674,526	0	674,526	
		預り金返還金	62,676	0	62,676	
		予備費	5,000	0	5,000	
		支出計(d)	2,798,719	201,000	2,999,719	
補填(e)		266,969	2,100	269,069	損益勘定留保資金 ほか	
収支(c-d+e)		0	0	0		

(余白)

令和4年度土木部2月補正予算案（中日提案分）について

1. 補正の概要

- (1) 事業実績見込み等に伴う補正
- (2) 今年度の積雪の状況を踏まえ、道路と空港の除雪費を増額補正
- (3) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る繰越明許費の設定及び債務負担行為補正

2. 歳出補正額 ▲8,158 百万円 ※流域下水道事業会計を除く
 うち一般会計▲7,701 百万円
 特別会計 ▲457 百万円

3. 補正内容

(1) 歳出事業

1) 公共事業

【主な補正項目】

- ① 補助公共事業費 ▲752 百万円
- ② 県単公共事業費 ▲633 百万円
- ③ 維持修繕費 748 百万円
 (うち道路除雪費 851 百万円、空港除雪費 10 百万円)
- ④ 直轄事業負担金 ▲1,070 百万円
- ⑤ 災害復旧費 ▲3,168 百万円

2) その他の事業

【主な補正項目】

- ① 県単用地先行取得事務費 ▲2,700 百万円
- ② 地籍調査事業費 ▲232 百万円
- ③ 大橋川改修事業促進事業費 ▲40 百万円
- ④ 県営住宅施設改善事業費 ▲196 百万円

(2) 繰越明許費 5,143 百万円

- ・設計変更などにより年度内に完了しない見込みであることが既に明らかな事業に係る繰越明許費の設定

(3) 流域下水道事業会計

- ・事業実績見込み等に伴う補正

1) 収益的収支 ▲68 百万円

2) 資本的収支 ▲132 百万円

3) 債務負担行為補正 607 百万円

うち追加分 607 百万円

**令和4年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額 A	補正額		補正後 E(A+D)		
			初日(国補正) B	中日(通常) C			
			D(B+C)				
公共(改良系)	補助公共	道 路	21,895	▲ 8	132	124	22,019
		河川・ダム	9,423			0	9,423
		砂 防	3,295	438	▲ 1	437	3,732
		港湾・空港	4,068	541	▲ 15	526	4,594
		街路・公園	2,377	89	▲ 1	88	2,465
		下 水 道	1,006	201	88	289	1,295
		住 宅	871		▲ 173	▲ 173	698
		文化財調査	11		▲ 8	▲ 8	3
		災害関連	1,586		▲ 774	▲ 774	812
		補助公共計	44,532	1,261	▲ 752	509	45,041
		うち国土強靱化	11,118	365		365	11,483
	県単公共	道 路	678			0	678
		河川・ダム	1,720			0	1,720
		砂 防	491		17	17	508
		港湾・空港	1,008		▲ 21	▲ 21	987
		街路・公園	201	16		16	217
		下 水 道	1,039		▲ 212	▲ 212	827
		住 宅	70		▲ 44	▲ 44	26
		地域整備促進等	498		▲ 29	▲ 29	469
		災害関連	1,934		▲ 344	▲ 344	1,590
		県単公共計	7,639	16	▲ 633	▲ 617	7,022
		うち国土強靱化		16		16	16
		公共計	52,171	1,277	▲ 1,385	▲ 108	52,063
維持修繕費	補助維持修繕	道 路	3,791	260	▲ 151	109	3,900
		補助維持修繕計	3,791	260	▲ 151	109	3,900
		うち国土強靱化	859	260		260	1,119
	県単維持修繕	道 路	5,633		870	870	6,503
		河川・ダム	1,554		19	19	1,573
		砂 防	440		▲ 4	▲ 4	436
		港湾・空港	108			0	108
		地域整備促進	797		14	14	811
		県単維持修繕計	8,532	0	899	899	9,431
		維持修繕費計	12,323	260	748	1,008	13,331
	公共+維持修繕費	64,494	1,537	▲ 637	900	65,394	
直轄負担金	7,060	2,525	▲ 1,070	1,455	8,515		
うち国土強靱化		2,222		2,222	2,222		
災害復旧費	7,481		▲ 3,168	▲ 3,168	4,313		
受託事業費	294		9	9	303		
総 合 計	79,329	4,062	▲ 4,866	▲ 804	78,525		
うち国土強靱化	11,977	2,863	0	2,863	14,840		

- 注 1)社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
 2)砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 3)港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
 4)下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 5)災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和4年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額		補正後 (E = A + D)
		初日(国補正等) (B)	中日(通常) (C)	
土木総務課	2,553,410	0	▲ 37,649	2,515,761
技術管理課	510,712	0	▲ 23,251	487,461
用地対策課	4,060,189	41,205	▲ 2,936,175	1,165,219
道路維持課	15,497,163	404,928	850,522	16,752,613
道路建設課	18,837,037	▲ 153,243	▲ 24,450	18,659,344
高速道路推進課	5,318,436	1,131,251	▲ 375,068	6,074,619
河川課	17,488,958	1,184,331	▲ 1,527,309	17,145,980
斐伊川神戸川対策課	640,696	0	▲ 78,393	562,303
港湾空港課	7,158,014	751,175	▲ 585,031	7,324,158
砂防課 ※	12,989,922	437,850	▲ 2,874,674	10,553,098
都市計画課	3,481,358	105,094	▲ 19,047	3,567,405
下水道推進課	737,796	0	▲ 9,226	728,570
建築住宅課	1,106,897	0	▲ 61,241	1,045,656
一般会計合計	90,380,588	3,902,591	▲ 7,700,992	86,582,187

補正額の財源内訳 ※砂防課予算額：災害復旧費を含む

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
▲ 2,616,662	▲ 154,601	▲ 23,703	▲ 2,393,600	▲ 2,731,260	218,834	▲ 7,700,992

2. 特別会計

課名	補正前の額 (A)	補正額		補正後 (E = A + D)
		初日(国補正等) (B)	中日(通常) (C)	
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,428,136	0	▲ 36,322	1,391,814
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,239,303	0	▲ 420,949	2,818,354
特別会計合計	4,667,439	0	▲ 457,271	4,210,168

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
▲ 27,516	▲ 33,209	7,010	▲ 406,900	8,591	▲ 5,247	▲ 457,271

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額			計	繰越率	繰越額の理由別内訳														
		11月補正	2月補正 (初日/国補正)	2月補正 (中日/通常)			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更										
補助公共	道路	22,018,410	311	15,855,111	▲ 10	▲ 8,245	43	785,069	344	16,631,935	75.5%	88	4,576,766	33	1,633,800	10	519,140	2	28,400	211	9,873,829
	河川・ダム	9,422,621	66	8,268,622			5	77,502	71	8,346,124	88.6%	42	4,820,900	2	140,200	4	43,602	4	149,400	19	3,192,022
	砂防	3,731,764	124	2,829,000	20	437,850	8	98,549	152	3,365,399	90.2%	62	1,852,950	31	479,600					59	1,032,849
	港湾・空港	4,031,997	29	2,314,400	4	541,800	3	150,718	36	3,006,918	74.6%	6	793,800			2	544,200			28	1,668,918
	街路・公園	2,465,397	12	1,761,020	1	89,250			13	1,850,270	75.0%	2	134,250			1	60,100			10	1,655,920
	下水道	3,095																			
	住宅	6,000																			
	文化財調査	3,209																			
	災害関連	812,384	2	442,000			5	257,984	7	699,984	86.2%	2	77,959	1	21,000					4	601,025
補助公共計	42,494,877	544	31,470,153	15	1,060,655	64	1,369,822	623	33,900,630	79.8%	202	12,256,625	67	2,274,600	17	1,167,042	6	177,800	331	18,024,563	
県単公共	道路	678,672	16	580,210			11	54,900	27	635,110	93.6%				1	10,100			26	625,010	
	河川・ダム	1,720,520	22	1,141,690			4	195,312	26	1,337,002	77.7%		3	258,300			1	20,100	22	1,058,602	
	砂防	507,911	15	429,230			9	▲ 18,330	24	410,900	80.9%		7	104,200					17	306,700	
	港湾・空港	922,875	8	269,100			6	349,500	14	618,600	67.0%				4	280,300			10	338,300	
	街路・公園	217,637	10	177,705	1	15,844			11	193,549	88.9%	1	15,844						10	177,705	
	住宅	26,138																			
	地域整備促進等	469,146	2	16,200			74	170,213	76	186,413	39.7%		21	47,854	1	5,216	33	57,657	21	75,686	
	災害関連	1,589,375	34	1,465,382			15	▲ 182,962	49	1,282,420	80.7%		11	405,620					38	876,800	
県単公共計	6,132,274	107	4,079,517	1	15,844	119	568,633	227	4,663,994	76.1%	1	15,844	42	815,974	6	295,616	34	77,757	144	3,458,803	
維持修繕	道路	10,401,141	194	2,273,143	▲ 11	259,930	69	1,168,623	252	3,701,696	35.6%	70	1,118,573		39	355,511	2	72,100	141	2,155,512	
	河川	1,573,216	44	588,827			77	654,014	121	1,242,841	79.0%		1	17,000			2	28,549	118	1,197,292	
	砂防	436,221	32	263,321			20	95,740	52	359,061	82.3%								52	359,061	
	港湾・空港	108,201	1	8,000			3	36,750	4	44,750	41.4%								4	44,750	
	地域整備促進	811,187	3	52,630			42	389,265	45	441,895	54.5%		2	16,230			22	171,878	21	253,787	
維持修繕計	13,329,966	274	3,185,921	▲ 11	259,930	211	2,344,392	474	5,790,243	43.4%	70	1,118,573	3	33,230	39	355,511	26	272,527	336	4,010,402	
直轄事業負担金	8,515,232																				
災害復旧	4,312,794	267	3,544,099			52	470,402	319	4,014,501	93.1%		5	52,436	2	30,450				312	3,931,615	
受託	道路	52,000					1	41,600	1	41,600	80.0%								1	41,600	
	河川	228,223	6	136,776			2	67,200	8	203,976	89.4%						1	29,925	7	174,051	
	砂防	10,500																			
	街路	12,845	3	12,800					3	12,800	99.6%								3	12,800	
受託事業計	303,568	9	149,576			3	108,800	12	258,376	85.1%							1	29,925	11	228,451	
その他	11,493,476	1	3,000	2	41,205	7	74,079	10	118,284	1.0%	2	41,205			2	16,996	1	4,464	5	55,619	
合計	86,582,187	1,202	42,432,266	7	1,377,634	456	4,936,128	1,665	48,746,028	56.3%	275	13,432,247	117	3,176,240	66	1,865,615	68	562,473	1,139	29,709,453	

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額			計	繰越率	繰越額の理由別内訳													
		11月補正	2月補正 (初日/国補正)	2月補正 (中日/通常)			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更									
臨港地域整備特別会計	1,391,814	2	52,080		1	3,108	3	55,188	4.0%										3	55,188
県営住宅特別会計	2,818,354				5	203,528	5	203,528	7.2%			1	10,000	1	12,928				3	180,600

第67号議案

令和4年度2月補正予算案(中日提案分) 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

(1) 収益的収支

- ・ 営業費用 ▲ 68 百万円
事業実績見込み等に伴う補正

(2) 資本的収支

- ・ 建設改良費 ▲132 百万円
事業実績見込み等に伴う補正

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等	補正前の額 【R4.11補後】 (A)	補正額 (D=B+C)		補正後額 【R4.2補後】 (E=A+D)	概要等		
		初日<国補正> (B)	中日<通常> (C)				
収益的収支	流域下水道事業収益						
	営業収益	2,054,279	0	▲ 148,452	▲ 148,452	1,905,827	維持管理費負担金 ▲148百万円
	営業外収益	2,467,301	0	7,804	7,804	2,475,105	国庫補助金 ▲18百万円 不用品売却収益 13百万円 ほか
	収益計(a)	4,521,580	0	▲ 140,648	▲ 140,648	4,380,932	
	流域下水道事業費用						
	営業費用	4,358,498	0	▲ 68,097	▲ 68,097	4,290,401	減価償却費 49百万円 資産減耗費 ▲57百万円 ほか
	営業外費用	125,196	0	▲ 23,975	▲ 23,975	101,221	消費税等 ▲25百万円
	予備費	2,000	0	0	0	2,000	
費用計(b)	4,485,694	0	▲ 92,072	▲ 92,072	4,393,622		
収支(a-b) (当期損益)	35,886 (67,260)	0 (0)	▲ 48,576 (▲ 64,997)	▲ 48,576 (▲ 64,997)	▲ 12,690 (2,263)	()は税抜き	

科目等	補正前の額 【R4.11補後】 (A)	補正額 (D=B+C)		補正後額 【R4.2補後】 (E=A+D)	概要等		
		初日<国補正> (B)	中日<通常> (C)				
資本的収入	企業債	828,552	18,900	▲ 87,800	▲ 68,900	759,652	
	国庫補助金	629,889	159,000	37,696	196,696	826,585	防災・安全交付金
	他会計補助金	412,375	0	120	120	412,495	
	建設費負担金	660,934	21,000	▲ 75,240	▲ 54,240	606,694	
	収入計(c)	2,531,750	198,900	▲ 125,224	73,676	2,605,426	
資本的支出	建設改良費	2,056,517	201,000	▲ 132,456	68,544	2,125,061	交付金事業 92百万円 県単事業 ▲212百万円 ほか
	企業債償還金	674,526	0	0	0	674,526	
	預り金返還金	62,676	0	112,536	112,536	175,212	過年度維持管理費負担金の精算
	予備費	5,000	0	0	0	5,000	
	支出計(d)	2,798,719	201,000	▲ 19,920	181,080	2,979,799	
補填(e)	266,969	2,100	105,304	107,404	374,373	損益勘定留保資金 ほか	
収支(c-d+e)	0	0	0	0	0		

3. 債務負担行為

債務負担行為の設定 607,000千円（うち追加 607,000千円）

事 項 (事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
汚泥処分業務	R4～R6	662,000	
東部処理区幹線管渠調査・点検業務	R4～R5	60,000	
東部浄化センター特高受変電設備改築工事	R4～R5	50,000	
東部浄化センター水処理更新工事	R5	346,000	
東部浄化センター返流水槽攪拌機更新工事	R5	198,000	
東部浄化センター最終沈殿池3-1系汚泥掻寄機更新工事	R5	60,000	
西部処理区幹線管渠調査・点検業務	R4～R5	30,000	
西部浄化センター水処理棟・用水棟電気設備改築工事	R5	480,000	
西部浄化センター用水棟消毒設備改築工事	R5	90,000	
西部浄化センターNo.3-1, 2汚泥貯留槽攪拌機更新工事	R5	120,000	
西部浄化センター汚泥貯留ホッパ更新工事	R5	130,000	
西部浄化センター汚泥貯留ホッパ棟新設工事	R5	24,000	
西部処理区宍道中継ポンプ場他（水処理・電気設備）改築工事	R5～R6	607,000 (0)	追加
計		2,857,000 (2,250,000)	

(余白)

令和5年度土木部の主な組織改正について

松江北道路の建設に係る体制強化

(1) 改正内容

松江県土整備事務所に松江北道路建設室を新設（松江北道路建設スタッフを拡充）、
用地第二課を拡充

(2) 理由

松江北道路の建設を円滑に進めるため体制を強化

(3) 組織概要

令和4年4月	令和5年4月
<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 用地部 — <ul style="list-style-type: none"> — 用地第一課 — <ul style="list-style-type: none"> — 用地第一係 — 用地第二係 — 用地第二課 — <ul style="list-style-type: none"> — 用地第三係 — 用地第四係 — 松江北道路建設スタッフ 	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 用地部 — <ul style="list-style-type: none"> — 用地第一課 — <ul style="list-style-type: none"> — 用地第一係 — 用地第二係 — 用地第二課 — <ul style="list-style-type: none"> — 用地第三係 — 用地第四係 — 用地第五係 — 松江北道路建設室 — 工務課 — <ul style="list-style-type: none"> — 工務第一係 — 工務第二係

(余白)

島根県汚水処理事業広域化・共同化計画の策定について

1. 目的

- ・汚水処理事業について、人口減少に伴う使用料収入の減少や職員数の減少による執行体制の脆弱化、既存ストックの大量更新期の到来などの事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進するために策定するもの。

2. 概要

- ・汚水処理施設の統合などハード、ソフトの各種取組を選定し、それぞれ、短期（5年）、中期（10年）、長期（20～30年）を区切りとしたロードマップとして整理した。

広域化・共同化メニュー		取組数
ハード	汚水処理施設の統合（処理区の統合）	14
	汚泥処理の共同化（下水汚泥の共同処理）	6
ソフト	人材育成の共同化（合同会議・合同勉強会の開催）	1
	各種計画業務の共同化（各種計画業務の共同発注）	1
	維持管理の共同化（維持管理システムを共同で導入）	1
	台帳システム整備・保守の共同化（マップ on しまねの共同利用等）	2
	緊急時・災害時対応の共同化（災害時支援、資機材の共同管理）	1
取組数（合計 26）		

3. 経緯（11月議会建設環境委員会において素案を説明後）

- ・ 令和4年12月15日 パブリックコメントを実施（意見なし）
～令和5年 1月14日
- ・ 1月30日 汚水処理施設整備推進本部会議において計画案の審議
- ・ 2月 1日 計画策定

4. 計画の公表

- ・ 2月議会建設環境委員会において説明後、県ホームページにて公表

5. その他

- ・ 今後、ハード連携については、各施設管理者が事業費や効果等を具体的に検討し、実施の可否を判断
- ・ また、ソフト連携については、県が主導して実施に向けた検討又は調整を行う。
- ・ 各種取組の具体的な検討結果や実施状況を踏まえ、5年を目途に計画の見直しを行う。

島根県汚水処理事業広域化・共同化計画【概要】

1 広域化・共同化計画策定の目的

本計画は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進するために策定するものである。

なお、本計画は、「島根県生活排水処理ビジョン第5次構想」（平成31年1月）を構成する「構想推進に向けての施策」の一部として位置づけられている。

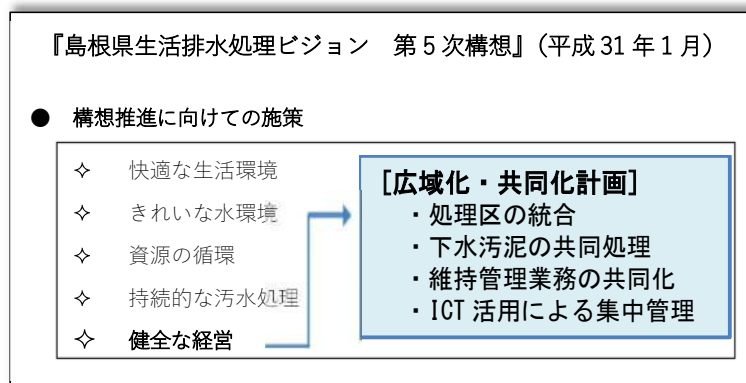


図1 広域化・共同化計画の位置づけ

2 島根県の現状と課題

汚水処理事業における課題について市町村にアンケートを行った結果、ヒト、モノ、カネの観点から以下のとおり課題を整理できる。

(1) ヒト

人材不足が共通の課題であり、多くの市町村で、技術伝承や専門職員の確保が困難と考えている。

(2) モノ

処理場については「老朽化施設の改築・更新費用」及び「維持管理コスト」、管渠については「老朽化施設の点検・調査」を課題として挙げる市町村が多かった。

(3) カネ

モノに関する課題と同じく「老朽化施設の改築・更新費用」が最も多く課題に挙げられた。

これらの複合的な課題に対し、広域化・共同化の推進により解決を図っていくため、検討会での情報共有、意見交換を行いながら市町村の意向を確認した上で、表1に示す取組メニューを選定した。

表1 汚水処理事業の課題と解決に向けたメニュー

アンケートで回答数が多かった課題	
ヒトに関する課題	人材が不足している
	技術伝承が不足している
	専門職員の確保が出来ない
モノに関する課題	老朽化施設(処理場)の改築・更新費用
	維持管理コストが高い
	老朽化施設(管渠)の点検・調査が不十分
	汚泥処理費用が高い
カネに関する課題	老朽化施設の改築・更新に多大な費用

↓

解決に向けた取組メニュー	
ハードメニュー	汚水処理施設の統合
	汚泥処理の共同化
ソフトメニュー	人材育成の共同化
	各種計画業務の共同化
	維持管理の共同化
	台帳システム整備・保守の共同化
	緊急時・災害時対応の共同化

3 これまでの広域化・共同化の取組

島根県では、計画策定以前にも松江市をはじめとする6市町において、集落排水等19施設を他の処理施設へ編入してきた。

また、雲南広域連合を含む6市町等において、公共下水と集落排水汚泥等の共同処理が行われている。

4 策定手順

これまでの取組に加えて、管理の一体化や事務処理の共同化を推進し、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行う必要があることから、県と市町村が連携して広域化・共同化計画の策定に向けた検討を実施した。

平成30年度に県と各市町村の担当者による勉強会を行い、令和元年度からは図2に示すブロックごとの検討会を計5回にわたり行った上で、取組の内容を整理し、「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」として取りまとめた。



図2 広域化・共同化ブロック割

5 広域化・共同化計画の具体的な取組

広域化・共同化を推進するための具体的な取組として、表2に示す合計26の取組を選定した。

表2 広域化・共同化取組一覧

広域化・共同化メニュー			No	ブロック										
				松江	出雲	雲南	県央	浜田	益田	隠岐	全県			
ハード	汚水処理施設の統合	自治体を越えた施設の統合	1-1	○										
			1-2	○										
			1-3		○									
			1-4		○									
			1-5					○						
		1-6		○										
		1-7			○									
	市町村内における汚水処理施設の統合	1-8			○									
		1-9			○									
		1-10				○								
		1-11					○							
		1-12						○						
		1-13								○				
		1-14									○			
汚泥処理の共同化	自治体を越えた汚泥処理の共同化	2-1	○											
		2-2		○										
		2-3				○								
	市町村内における汚泥処理施設の統合	2-4				○								
		2-5								○				
		2-6										○		
ソフト	人材育成の共同化	合同会議・合同勉強会	3-1									○		
	各種計画業務の共同化	各種計画業務の共同発注	4-1									○		
	維持管理の共同化	上下水道一体の施設管理システムの共同利用	5-1									○		
	台帳システム整備・保守の共同化	上下水道一体の設備台帳システムの共同利用	6-1									○		
		島根県統合型GIS(マップonしまね)の共同利用	6-2									○		
	緊急時・災害時対応の共同化	災害時支援、資機材の共同管理	7-1									○		
取組数 (合計26)				3	4	3	3	2	1	3	7			

広域化・共同化の取組により期待される定量的・定性的効果を表3に整理した。なお、一部の取組については、定量的効果の概算値を試算した。また、汚水処理事業を取り巻くヒト、モノ、カネの状況が改善することにより、地域住民や自然環境等にもたらされる波及的效果についても表4に整理した。

表3 広域化・共同化による定量的・定性的効果

広域化・共同化メニュー			定量的効果	定性的効果
ハード	汚水処理施設の統合	自治体を越えた施設の統合	<ul style="list-style-type: none"> ■施設を廃止する自治体 ・処理場の維持管理費の削減 ・改築更新費の削減 ■汚水の受け入れ先の自治体 ・施設稼働率の向上 ・負担金収入の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ■施設を廃止する自治体 ・施設管理に関わる負担軽減
		市町村内における汚水処理施設の統合	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場の維持管理費の削減 ・改築更新費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に関わる負担軽減
	汚泥処理の共同化	自治体を越えた汚泥処理の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ■施設を廃止する自治体 ・汚泥処理設備の維持管理費の削減 ・改築更新費の削減 ・汚泥処理処分費の削減 ■汚泥の受け入れ先の自治体 ・施設稼働率の向上 ・汚泥の有効利用率(消化ガス回収等)の向上 ・負担金収入の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ■施設を廃止する自治体 ・施設管理に関わる負担軽減
		市町村内における汚泥処理施設の統合	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥処理設備の維持管理費の削減(し尿処理施設を含む) ・改築更新費の削減 ・汚泥処理処分費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理に関わる負担軽減(移動脱水車による処理を含む)
		汚泥資源化施設等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> ■汚泥の受け入れ元の自治体 ・汚泥処分費の削減 ■汚泥の受け入れ先の自治体 ・汚泥の有効利用率の向上 ・負担金収入の増加 ・資源化した製品の販売収入 	—
ソフト	人材育成の共同化	合同会議・合同勉強会	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の技術水準の向上 ・執行体制の強化
	各種計画業務の共同化	各種計画業務の共同発注	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村等とのノウハウ共有により職員の技術水準の向上
	維持管理の共同化	上下水道一体の施設管理システムの共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入・運用経費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム調達やシステム管理に従事する職員の負担軽減
	台帳システム整備・保守の共同化	上下水道一体の設備台帳システムの共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入・運用経費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム調達やシステム管理に従事する職員の負担軽減
	緊急時・災害時対応の共同化	災害時支援、資機材の共同管理	—	<ul style="list-style-type: none"> ・理設物調査に対応する職員の負担軽減 ・支援体制や資機材の確保による災害対応の迅速化 ・職員の危機対応能力の向上

表4 広域化・共同化による波及的效果

広域化・共同化メニュー			波及的效果
ハード	汚水処理施設の統合	自治体を越えた施設の統合	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善による公共サービスの向上 ・公共サービスの持続可能性の確保
		市町村内における汚水処理施設の統合	
	汚泥処理の共同化	自治体を越えた汚泥処理の共同化	
		市町村内における汚泥処理施設の統合	
		汚泥資源化施設等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善による公共サービスの向上 ・脱炭素化への貢献
ソフト	人材育成の共同化	合同会議・合同勉強会	—
	各種計画業務の共同化	各種計画業務の共同発注	—
	維持管理の共同化	上下水道一体の施設管理システムの共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善、業務改善による公共サービスの向上
	台帳システム整備・保守の共同化	上下水道一体の設備台帳システムの共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳データのバックアップ確保による災害対応の迅速化
		島根県統合型GIS(マップonしまね)の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や住民の利便性向上
緊急時・災害時対応の共同化	災害時支援、資機材の共同管理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における下水道使用者への影響の最小化 ・処理場被災時の環境影響の最小化 	

広域化・共同化の取組におけるロードマップを表5、表6に示す。

表5 広域化・共同化のロードマップ（ハード）

No	広域化・共同化メニュー	ブロック	広域化・共同化に関わる市町村等	連携に関する施設名等	取組時期			
					短期 (R4~R8)	中期 (R9~R13)	長期 (R14~R33)	
1-1	汚水処理施設の統合	ハード	松江	県	流域下水道施設(宍道湖東部浄化センター)	・工事		
1-2				松江	↑農業集落排水処理施設(意東地区)			
1-3				安来市	↑農業集落排水処理施設(能義地区)外5施設	・検討着手		
1-4				出雲	流域下水道施設(宍道湖西部浄化センター)			
1-5			浜田	江津市	公共下水道施設(江津西浄化センター)	・概略検討 ・詳細設計	・工事	・工事
1-6				浜田市	↑特定環境保全公共下水道施設(波子浄化センター)			
1-7			出雲	出雲市	特定環境保全公共下水道施設(河下浄化センター)	・概略検討 ・詳細設計	・工事	
1-8					↑漁業集落排水処理施設(十六島地区)			
1-9			雲南	雲南市	公共下水道施設(木次・三刀屋浄化センター)	・工事		
1-10					↑農業集落排水処理施設(三代地区)外5施設			
1-11			奥出雲町	大田市	特定環境保全公共下水道施設(加茂浄化センター)	・概略検討 ・詳細設計	・工事	
1-12					↑農業集落排水処理施設(大竹地区)外2施設			
1-13			益田	津和野町	公共下水道施設(横田浄化センター)	・検討着手		
1-14					↑農業集落排水処理施設(馬場地区)外3施設			
2-1	汚泥処理の共同化	(し尿処理施設の統廃合、移動脱水車の共同利用等を含む)	松江	県	流域下水道(宍道湖東部浄化センター)	・検討着手	・汚泥の共同処理開始	
2-2				松江	全ての農集・漁集集落排水処理施設及び特環処理施設			
2-3			出雲	出雲市	流域下水道(宍道湖西部浄化センター)	・検討着手		
2-4					全集合処理区			
2-5			美郷町	隠岐	特定環境保全公共下水道施設(邑智浄化センター)	・詳細設計 ・工事		
2-6					邑南町		特定環境保全公共下水道施設(石見浄化センター)	・検討着手
			農業集落排水処理施設(市木処理場)外3施設					
			特定環境保全公共下水道施設(東部浄化センター)	・検討着手				
			し尿処理場(びわ苑)					
			全集合処理区	・検討着手				
			隠岐の島町					
			県	全ての処理場	・汚泥資源化施設(コンポスト化、燃料化)の設置に向けた検討着手 ※PPP/PEIの導入検討を含む			

表6 広域化・共同化のロードマップ（ソフト）

No	広域化・共同化メニュー	ブロック	広域化・共同化に関わる市町村等	取組時期		
				短期 (R4~R8)	中期 (R9~R13)	長期 (R14~R33)
3-1	人材育成の共同化	合同会議・合同勉強会	県	・主管課長会議 ・下水道技術検討委員会 ・下水道事業担当者検討会 ・災害対応に係る勉強会 ・企業会計移行後に係る勉強会		
4-1			各種計画業務の共同化		各種計画業務の共同発注	県
5-1	維持管理の共同化	上下水道一体の施設管理システムの共同利用	全市町村	・施設管理システムの共同開発 ※DX(デジタルトランスフォーメーション)		
6-1			台帳システム整備・保守の共同化		上下水道一体の設備台帳システムの共同利用	県
6-2	島根県統合型GIS(マップonしまね)の共同利用	県		・マップonしまねと連携した管路施設情報の公開		
7-1	緊急時・災害時対応の共同化	災害時支援	全市町村		・農集、漁集を含めた支援体制の検討 ・緊急時の廃棄物受け入れ先の協議、調整 ・災害対応マニュアル作成	
			資機材の共同管理	県		・保有資機材リストの作成、情報共有
			全市町村			

6 進捗管理

各種取組の具体的な検討結果や実施状況をふまえ、5年を目途に計画の見直しを行う。

(余白)

しまねの建設担い手確保・育成事業の取組強化について

1 背景・概要

- ・建設業就業者の減少や高齢化により、人手不足や技術承継が大きな課題となっている。
- ・建設業全体が、「新3K」(給与が良い、休暇が取れる、希望が持てる)に転換することが重要である。
- ・担い手の確保や育成を進めていくため、建設産業の魅力発信やICT導入推進を図る事業を新設する*など、取組を強化する。

※令和5年度予算で実施予定

2 取組内容<①、②、③は、令和5年度予算により取組予定>

- ①将来の担い手である若年層に加え、保護者や学校関係者などを含む幅広い層に建設業への関心を持ってもらうため、これまでの業界団体中心の取組に対する支援に加えて、県も主体となった業界全体の魅力発信などを推進(しまねの建設産業魅力発信事業)
- ②生産性の向上のため、ICT技術の活用を推進(ICT活用工事導入研修事業)
- ③専門工事業等小規模職種での事業活用を推進するため、補助要件を緩和(情報発信事業、技能向上事業)
- ④イメージマークを作成し、魅力発信活動の際に活用
- ⑤県担当課ホームページのリニューアル

3 今後の日程等

- ・3月 取組内容を公表
県担当課ホームページのリニューアル
- ・4月以降 新年度予算で取組開始予定

<イメージマーク>



しまねの建設担い手確保・育成事業（令和5年度予算案） ※新規・拡充…朱書

区分	事業名	事業概要	対象者 (事業実施主体)	方法 (補助率)	補助上限額 (千円)	R5予算額 (千円)	備考
担い手確保	① 情報発信事業	合同企業説明会、現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップ事業への補助	建設産業団体	補助 (1/4)	(通常型) 1,000	3,000	労働局助成金併用
				補助 (1/2)	(簡易型) 500		同助成金併用不要【追加】
	② 建設産業入職促進広報事業	PR用ポスター・冊子、デジタル動画等の作成及び広報媒体への掲載等への補助	建設産業団体	補助 (1/2)	1,000	2,000	
	③ 建設人材確保対策事業	高齢者・障がい者・外国人の雇用のための調査・研修会・相談会の実施及び研修会への派遣等への補助	建設産業団体 建設事業者	補助 (1/2)	(団体) 1,000 (事業者) 200	3,000	
	④ 「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業	女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けた活動等への補助	建設産業で働く女性で構成される団体	補助 (2/3)	3,000	3,000	
	⑤ ICT等建設産業生産性向上事業	建設現場における生産性の向上に資する機器等の導入への補助	建設事業者	補助 (1/3)	(機器等) 1,000 (建機) 5,000	40,000	
	⑥ しまねの建設産業魅力発信事業【新規】	若年層（将来の担い手）に加え、保護者や学校関係者などを含む幅広い層に関心を持ってもらうため、県も主体となり、業界全体の魅力発信を推進	建設産業団体 建設事業者	直営等	—	7,800	(県担当課で実施)
⑦ ICT活用工事導入研修事業【新規】	ICT活用工事の導入推進のため、経営者向けの現場研修会を実施	建設事業者	直営等	—	4,000	(県担当課で実施)	
育成担い手	⑧ 技能向上事業	資格取得講習会、入職内定者への教育訓練及び新規入職者への研修会への補助	建設産業団体	補助 (1/4)	(通常型) 500	500	労働局助成金併用
				補助 (1/2)	(簡易型) 500		同助成金併用不要【追加】
⑨ 除雪機械資格取得支援事業	除雪機械の運転資格の取得への補助	建設事業者	補助 (1/3)	200	2,000		
経営強化基盤	⑩ 経営基盤強化コーディネート事業	異分野進出等の経営課題や生産性向上等への取組を支援	建設事業者	直営	—	4,689	(県担当課で実施)
	⑪ 事業継続力強化アドバイザー派遣事業	事業承継等の多様な経営課題解決のための外部専門家の派遣	建設事業者	委託	—	5,000	(商工団体へ委託)
合 計						74,989	

